

特定農林水産物等審査要領

平成27年 5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知

改 正 平成27年 9月29日付け27食産第2435号

改 正 平成28年 3月28日付け27食産第5885号

改 正 平成28年12月22日付け28食産第3960号

第1 目的

この要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による登録の申請（以下単に「申請」という。）並びに法第15条第1項及び第16条第1項の規定による変更の登録の申請（以下「変更申請」という。）の審査を行うに当たって準拠すべき方法等を定め、審査の公正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2 法第7条第1項の規定による登録

1 申請の受付等

(1) 受付

ア 申請の受付は、申請書に申請の番号及び受付年月日を記載して行う。

イ 申請を受け付けたときは、別記様式1により受付した旨を申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

(2) 申請の方式等についての審査

ア 申請を受け付けた場合には、その申請が法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号。以下「令」という。）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号。以下「規則」という。）に従って行われているか否かについて、審査を行う。

イ 申請が法、令及び規則に従って行われていない場合には、別添1の「形式補正の指針」（以下単に「形式補正の指針」という。）に従い、申請者に対し、別記様式2により自主的な補正を求めるものとする。

ただし、違反が軽微なものであって、申請の公示に支障がないものにあつては、申請者又はその代理人に確認の上、農林水産省食料産業局知的財産課（以下単に「知的財産課」という。）の審査担当者（以下単に「審査官」という。）の職権により補正の処理をすることができる。

ウ 審査官は、職権により補正の処理をした場合には、申請書に補正の記録を残すものとする。

エ 自主的な補正を求められた申請者が補正をしない場合又は申請者が別記様式3によってした補正によってもなお申請が法、令及び規則に従っていない場合には、その申請を不適法な申請として却下する。

また、申請手続に重大な瑕疵があつた場合（例：申請者の構成員たる生産業者が、当該申請者の意思決定手続から不当に排除されるなどして、申請者の意思決定過程に瑕疵がある場合）についても、その申請を不適法な申請として却下する。

オ 申請の却下は、申請者に対し、別記様式4により通知して行う。

(3) 生産者団体としての適格性の審査

ア 生産者団体の定義

申請者が法第2条第5項及び規則第1条に規定する生産者団体の定義を満たしているか否かについて、別添2の「団体審査基準」（以下単に「団体審査基準」という。）に従い、審査を行う。

生産者団体の定義を満たしていない場合には、その申請を不適法な申請として却下する。

申請の却下は、申請者に対し、別記様式4により通知して行う。

イ 欠格条項

申請者が法第13条第1項第1号に該当するか否かについて、審査を行う。

この場合において、申請者が法第13条第1項第1号に該当するか否かについての審査は、規則第7条第4号に掲げる登録を受けようとする団体が法第13条第1項第1号に該当することの有無を明らかにする書面によって行うものとする。なお、当該書面は、別記様式5により作成するものとする。

法第13条第1項第1号に該当する場合には、同条第3項の規定に基づき、申請者に対し、別記様式6により、登録を拒否する旨及びその理由を通知する。

(4) 名称の審査

ア 申請に係る農林水産物等（以下「申請農林水産物等」という。）の名称が、法第13条第1項第4号ロに該当するか否かについて、別添3の「名称審査基準」（以下単に「名称審査基準」という。）第3に従い、審査を行う。

イ 申請農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号ロに該当することが明らかであるにもかかわらず、申請書の「9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄に記載がない場合又は申請書に規則第7条第9号に掲げる商標権者等の承諾を証明する書面の添付を要するにもかかわらず、当該書面が添付されていない場合には、形式補正の指針に従い、申請者に対し、別記様式2により、自主的な補正を求めるものとする。

ウ 申請者に対して自主的な補正を求めても、なお申請書の「9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄に適切な記載がされない場合又は申請書に商標権者等の承諾を証明する書類が添付されない場合には、その申請を不適法な申請として却下する。

エ 申請の却下は、申請者に対し、別記様式4により通知して行う。

オ 名称審査基準の第3・1・(1)に規定する商標登録出願に係る審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標の登録の可否が明らかになるまで法第13条第1項第4号ロに該当するか否かについての審査を留保し、その他の審査手続及び公示手続を進めるものとする。

(5) 先行する申請又は指定前の公示との関係についての審査

ア 競合関係の有無

(ア) 申請を受け付けた場合、その申請が法第10条第1項第2号又は法第26条第1項第2号に該当するか否かについて、審査を行う。

この場合において、その申請が法第10条第1項第2号又は法第26条第1項第2号に該当するか否かについての審査は、申請書及び明細書によって行うものとする。

(イ) 申請が法第10条第1項第2号及び法第26条第1項第2号に該当しない場合には、当該申請について、後記2以降の手続を行う。

(ウ) ある申請が一つの農林水産物等と観念されているものをめぐり、複数提出された申請（例：一つの農林水産物等について生産地の範囲を争っている場合）の一つである場合等申請が法第10条第1項第2号又は法第26条第1項第2号に該当する場合（以下、この場合における当該申請を「後行申請」という。）には、後行申請について、後記イの手続を行う。

イ 後行申請の処理

後行申請について、法第10条第1項第1号又は法第26条第1項第1号に該当するか否かについて、審査を行う。

この場合において、後行申請が法第10条第1項第1号又は法第26条第1項第1号に該当するか否かについての審査は、申請の番号及び受付年月日によって行うものとする。

(ア) i 後行申請が法第10条第1項第1号に該当する場合には、同項の規定に基づき、後行申請の申請者に対し、別記様式7の1により、当該後行申請を既に公示されている申請（以下「先行申請」という。）について法第9条第1項の規定によりされた意見書の提出とみなす旨を通知する。

意見書の提出とみなされた後行申請については、先行申請について取下げ、登録の拒否又は登録があるまでは後記2以降の手続を行わないものとする。なお、先行申請について取下げ、登録の拒否又は登録があった後、後記2以降の手続を続行するに当たっては、先行申請について登録がされた場合には後行申請の登録が拒否されること（法第13条第1項第3号ロ）に留意しなければならない。

ii 後行申請が法第10条第1項第1号に該当しない場合であって、かつ、先行申請について取下げ、登録の拒否又は登録がいずれもなされていない場合には、当該後行申請を不適法な申請として却下する。

申請の却下は、申請者に対し、別記様式4により通知して行う。

iii 後行申請が法第10条第1項第1号に該当しない場合であっても、先行申請について取下げ、登録の拒否又は登録のいずれかがなされている場合には、後記2以降の手続を行う。

(イ) i 後行申請が法第26条第1項第1号に該当する場合には、同項の規定に基づき、後行申請の申請者に対し、別記様式7の2により、当該後行申請を指定前公示に係る特定農林水産物等について法第25条の規定により提出された意見書の提出とみなす旨を通知する。

意見書の提出とみなされた後行申請については、指定前公示に係る特定農林水産物等について、指定をしないこととされ又は指定がされるまでは後記2以降の手続を行わないものとする。なお、指定前公示に係る特定農

林水産物等について指定をしないこととされ又は指定がされた後、後記2以降の続行するに当たっては、当該特定農林水産物等について指定がされた場合には後行申請の登録が拒否されること（法第30条、法第13条第1項第3号ロ）に留意しなければならない。

ii 後行申請が法第26条第1項第1号に該当しない場合であって、かつ、指定前公示に係る特定農林水産物等について指定をしないこととされ又は指定がされるに至っていない場合には、当該後行申請を不適法な申請として却下する。

申請の却下は、申請者に対し、別記様式4により通知して行う。

iii 後行申請が法第26条第1項1号に該当しない場合であっても、指定前公示に係る特定農林水産物等について指定をしないこととされ又は指定がされた後は、後記2以降の続行を行う。

(6) その他の審査の実施

申請者の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否か、申請農林水産物等が法第13条第1項第3号に該当するか否か及び申請農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号イに該当するか否かの各審査については、後記2及び3の各手続が終了した後に行うものとする。

(7) 申請の取下げ

申請の取下げは、別記様式8により行うものとする。なお、共同申請の場合において、各申請者は、単独で、自らに係る部分の申請について取下げをすることができる。

申請の取下げがあった場合には、知的財産課長は、申請者（共同申請の場合にあつては、全ての申請者。後記2・(4)において同じ。）に対し、別記様式9により取下手続を完了した旨を通知する。

2 申請の公示

(1) 法第8条第1項の規定による申請の公示は、申請の却下、登録の拒否又は申請の取下げがされなかった申請について行う。

(2) 申請の公示は、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。ただし、申請書の任意的記載事項（例：申請者のウェブサイトのアドレス）については、記載がない場合には、公示の必要はない（以下の公示又は公表の取扱いについても同じ。）。

① 申請の番号及び受付年月日

② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

③ 申請者のウェブサイトのアドレス

④ 申請農林水産物等の区分

⑤ 申請農林水産物等の名称

⑥ 申請農林水産物等の生産地

⑦ 申請農林水産物等の特性

- ⑧ 申請農林水産物等の生産の方法
 - ⑨ 申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること
理由
 - ⑩ 申請農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
 - ⑪ 法第13条第1項第4号ロ該当の有無
 - ⑫ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要(商標権者の氏名又は名称、
登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号、商標権の設定の登録(当
該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期
間の更新登録)の年月日、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年
月日)
 - ⑬ ⑥から⑧までに掲げる事項と明細書に定めた法第7条第1項第4号から第6号
までに掲げる事項とが異なる場合には、その旨及びその内容
 - ⑭ 申請農林水産物等の写真
 - ⑮ 公示の年月日
 - ⑯ 法第8条第2項の規定による申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の規定に
よる意見書提出期間
- (3) 申請の公示の日の翌日から起算して2か月間、当該公示に係る申請の申請書、明
細書及び生産行程管理業務規程を知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。
- (4) なお、申請の公示があった後において、申請の却下又は登録の拒否がなされるべ
き事由が明らかになった場合には、当該公示を中断し、別記様式4又は6により申
請の却下又は登録の拒否を行うものとする。
- また、申請の公示があった後において、申請の取下げがあった場合についても、
当該公示を中断し、知的財産課長は、申請者に対し、別記様式9により取下手続を
完了した旨を通知するものとする。

3 意見書の提出

(1) 意見書の確認

ア 前記2の公示があった申請について意見書が提出された場合、当該公示の日の
翌日から起算して3か月以内に提出された(農林水産省への到着をもって提出と
する。後記イにおいて同じ。)ものであるか否か、当該意見書が規則別記様式第
2号により作成されているか否かについて、確認を行う。

イ 提出された意見書が公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出されたもの
でない場合又は規則別記様式第2号により作成されていない場合には、当該意見
書の提出を法第9条第1項の規定による意見書の提出としては取り扱わないもの
とする。

(2) 意見書の写しの送付

ア 前記(1)・アの確認を行い、法第9条第1項の規定による意見書の提出とし
て取り扱うこととなった場合、当該意見書の対象となった申請の申請者に対し、
別記様式10により当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付する。ただし、
当該意見書の提出者が当該意見書の対象となった申請の申請者である場合には、

当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付することを要しないものとする。

イ 前記1・(5)・イ・(ア)・i又は(イ)・iで意見書の提出とみなされる後行申請があった場合には、先行申請の申請者に対し、別記様式11により、当該後行申請に係る申請書、明細書及び生産行程管理業務規程並びにこれらに添付された書類等のうち、意見書に該当する内容について、写しを送付する。

ウ 前記ア又はイにより意見書の写しを送付する際には、個人情報の保護に配慮して行う。

4 審査

(1) 審査の実施

ア 審査は、審査官が行うものとする。

イ 審査官が申請について利害関係を有するときは、当該審査官に当該申請に係る審査を担当させてはならない。

(2) 審査の順序

審査は、原則として申請の受付順に行うものとする。

(3) 審査の基準

ア 申請農林水産物等が法第13条第1項第3号に該当するか否かの審査は、別添4の「農林水産物等審査基準」（以下単に「農林水産物等審査基準」という。）に従って行うものとする。

イ 申請農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号に該当するか否か及び申請者が同条第2項各号に該当するか否かの審査は、名称審査基準に従って行うものとする。

ウ 申請者の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否かの審査は、別添5の「生産行程管理業務審査基準」（以下単に「生産行程管理業務審査基準」という。）に従って行うものとする。

エ 第2・1・(4)・オにおいて、法第13条第1項第4号ロに該当するか否かについての審査を留保した場合には、当該審査を名称審査基準第3に従って行うものとする。

なお、同オに規定する出願商標の登録の可否が引き続き明らかになっていない場合には、当該登録の可否が明らかになってから当該審査を行うものとする。

(4) 現地調査の実施

ア 審査官は、審査に当たって必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、現地調査を行うものとする。

なお、現地調査の実施に当たっては、審査官は、審査の公平性が疑われることがないようにしなければならない。

イ 知的財産課長は、申請者に対し、現地調査の実施に先立って、別記様式12により現地調査の実施について通知するものとする。

ウ 審査官は、現地調査の実施においては、申請農林水産物等の生産や生産行程管理業務の実施状況の視察、審査に必要な事項についての聞き取りその他の必要な調査を行うものとする。

(5) 自主補正の促し

ア 審査官は、法第9条第1項の規定により提出された意見書（法第10条第1項の規定により意見書の提出とみなされたものを含む。）の内容及び審査を踏まえ、申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を補正することが適当であると認めるときは、その記載内容について、申請者に対し、別記様式13により自主的な補正を求めることができる。ただし、当該補正が、申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更しないものである場合には、申請者又はその代理人に確認の上、審査官の職権により補正の処理をすることができる。

イ 申請者は、別記様式14により補正を行うものとする。なお、審査官は、前記アの補正を求めるに当たっては、審査の迅速な実施の観点から、補正事項の指摘をまとめて行うよう努めなければならない。

5 学識経験者の意見の聴取

審査官は、前記4の審査を終えた後、前記1・(4)の名称の審査を再度経た上で、法第11条第1項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。

この場合において、当該意見聴取は、食料産業局長が別に定める意見聴取要領（以下単に「意見聴取要領」という。）に従って行うものとする。

6 公示後の取下げ等

(1) 公示後の申請の取下げ又は申請の却下

前記2の申請の公示があった後、当該申請の取下げ又は当該申請の却下があった場合には、

ア 申請の取下げの場合には、①から⑤までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 申請の番号及び受付年月日
- ② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 申請農林水産物等の区分
- ④ 申請農林水産物等の名称
- ⑤ 申請の取下げがあった旨

イ 申請の却下の場合には、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 申請の番号及び受付年月日
- ② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 申請農林水産物等の区分
- ④ 申請農林水産物等の名称
- ⑤ 申請を却下する旨
- ⑥ 申請の却下理由

(2) 公示後の実質補正

- ア 前記2の申請の公示があった後、申請者が申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更した場合には、規則第11条の規定に基づき、前記2から5までの手続を行うものとする。
- イ 前記アの場合における前記2の申請の公示は、①から⑨までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。
- ① 申請の番号及び年月日
 - ② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
 - ③ 申請者のウェブサイトのアドレス
 - ④ 申請農林水産物等の区分
 - ⑤ 申請農林水産物等の名称
 - ⑥ 申請農林水産物等の写真
 - ⑦ 再公示をする旨及び実質補正がされた事項
 - ⑧ 再公示の年月日
 - ⑨ 法第8条第2項の規定による申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の規定による意見書提出期間

7 登録又は登録の拒否

(1) 審査結果の取りまとめ

審査官は、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、審査の結果を取りまとめるものとする。

審査官は、申請農林水産物等の名称と同一又は類似の商標が商標登録を受けることがないよう、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、速やかに審査の結果を取りまとめなければならない。

(2) 登録

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録拒否事由が認められない場合には、規則別記様式第3号により、①から⑩までの事項を特定農林水産物等登録簿に記載する。

- ① 登録番号及び登録の年月日
- ② 申請の番号及び受付年月日
- ③ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の生産地
- ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の特性
- ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
- ⑧ 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
- ⑨ 登録に係る特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
- ⑩ 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

⑪ 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標の概要（商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、登録商標の登録番号、商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日、専用使用権者の氏名又は名称、商標権者等の承諾の年月日）

⑫ 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

イ また、法第12条第3項の規定により、申請者に対し、別記様式15により登録の通知をするとともに、前記アの①から⑫までの事項、前記アの⑤から⑦までの事項と明細書に定めた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項とが異なる場合にはその旨及びその内容、登録生産者団体のウェブサイトのアドレス並びに登録に係る特定農林水産物等の写真を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

ウ 特定農林水産物等登録簿は、知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

(3) 登録免許税の納付

ア 登録生産者団体は、登録を受けた後、登録免許税法（昭和42年法律第35号）その他関係法令に基づき（※1）、登録免許税を納付し、別記様式16により当該納付に係る領収証書の原本を知的財産課に提出しなければならない。

（※1）登録免許税の税額等は以下のとおり。

1 登録免許税の税額

登録件数1件につき9万円（登録免許税法別表第1第87号の2）

2 登録生産者団体が複数の場合

各登録生産者団体は、連帯して、登録免許税を納付する（なお、各登録生産者団体の負担割合は、民法の連帯債務に関する規定が準用され（国税通則法第8条）、各登録生産者団体間に特約があるときはそれにより、特約がないときで、共同事業等により受ける利益の割合が各登録生産者団体間において異なるときはその受ける利益の割合により、これによっても定まらないときは平等となる（国税通則法基本通達）。）

3 納付の方法

日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店（郵便局を含む。））又は税務署において納付する。

4 納付及び領収証書の提出の期限

登録があった日から1か月を経過する日までに、納付し、領収証書の原本を知的財産課に提出する。

イ 登録証の交付

登録免許税が納付され、領収証書の原本が提出された場合には、登録生産者団体に対し、規則別記様式第4号により作成した特定農林水産物等登録証を交付する。

(4) 登録の拒否

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録拒否事由が認められる場合には、同条第3項の規定に基づき、申請者に対し、別記様式6により登録を拒否する旨及びその理由を通知する。

イ 登録の拒否をした場合には、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

① 申請の番号及び受付年月日

② 申請者の名称及び住所並びに申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

③ 申請農林水産物等の区分

④ 申請農林水産物等の名称

⑤ 登録を拒否する旨

⑥ 登録の拒否理由

第3 法第15条第1項の規定による変更の登録

1 変更申請の受付等

(1) 受付

ア 変更申請の受付は、変更申請書に変更申請の番号及び受付年月日を記載して行う。

イ 変更申請を受け付けたときは、別記様式17により受付した旨を変更申請をした者（以下「変更申請者」という。）に通知する。

(2) 変更申請の方式等についての審査

ア 変更申請を受け付けた場合には、その変更申請が法、令及び規則に従って行われているか否かについて、審査を行う。

イ 変更申請が法、令及び規則に従って行われていない場合には、別添6の「形式補正の指針（変更の登録の申請）」（以下単に「形式補正の指針（変更の登録の申請）」という。）に従い、変更申請者に対し、別記様式18により自主的な補正を求めるものとする。

ただし、違反が軽微なものであって、変更申請の公示に支障がないものにあつては、変更申請者又はその代理人に確認の上、審査官の職権により補正の処理をすることができる。

ウ 審査官は、職権により補正の処理をした場合には、変更申請書に補正の記録を残すものとする。

エ 自主的な補正を求められた変更申請者が補正をしない場合又は変更申請者が別記様式19によってした補正によってもなお変更申請が法、令及び規則に従っていない場合には、その変更申請を不適法な申請として却下する。

また、変更申請手続に重大な瑕疵があつた場合（例：変更申請者の構成員たる生産業者が、当該変更申請者の意思決定手続から不当に排除されるなどして、変更申請者の意思決定過程に瑕疵がある場合）についても、その変更申請を不適法な申請として却下する。

オ 変更申請の却下は、変更申請者に対し、別記様式20により通知して行う。

(3) 生産者団体としての適格性の審査

ア 生産者団体の定義

変更申請者が法第2条第5項及び規則第1条に規定する生産者団体の定義を満たしているか否かについて、団体審査基準に従い、審査を行う。なお、この場合においては、団体審査基準において「申請者」とあるのは、「変更申請者」と読み替えるものとする。

生産者団体の定義を満たしていない場合には、その変更申請を不適法な申請として却下する。

変更申請の却下は、変更申請者に対し、別記様式20により通知して行う。

イ 欠格条項

変更申請者が法第13条第1項第1号に該当するか否かについて、審査を行う。

この場合において、変更申請者が法第13条第1項第1号に該当するか否かについての審査は、規則第7条第4号に掲げる変更の登録を受けようとする団体が法第13条第1項第1号に該当することの有無を明らかにする書面によって行うものとする。なお、当該書面は、別記様式21により作成するものとする。

法第13条第1項第1号に該当する場合には、同条第3項の規定に基づき、変更申請者に対し、別記様式22により変更の登録を拒否する旨及びその理由を通知する。

(4) 名称の審査

ア 変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等の名称について、当該登録に係る特定農林水産物等登録簿の記載に従い、法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標があるか否かを確認する。

イ 第13条第1項第4号ロに該当する登録商標がある場合には、当該登録商標の商標権者又は専用使用権者が承諾を撤回していないか否かを確認する。

ウ 前記イの確認の結果、承諾が撤回されていると認められる場合は、法第22条の規定に基づき、登録の取消しを行うとともに、変更申請を不適法な申請として却下する。

エ 変更申請の却下は、変更申請者に対し、別記様式20により通知して行う。

(5) その他の審査の実施

変更申請者の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否かの審査については、後記2及び3の各手続が終了した後に行うものとする。

(6) 変更申請の取下げ

変更申請の取下げは、別記様式23により行うものとする。なお、共同申請の場合において、各変更申請者は、単独で、自らに係る部分の変更申請について取下げをすることができる。

変更申請の取下げがあった場合には、知的財産課長は、変更申請者（共同申請の場合にあっては、全ての変更申請者。後記2・(4)において同じ。）に対し、別記様式24により取下手続を完了した旨を通知する。

2 変更申請の公示

- (1) 法第8条第1項の規定による変更申請の公示は、変更申請の却下、変更の登録の拒否又は変更申請の取下げがされなかった変更申請について行う。
- (2) 変更申請の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。
- ① 変更申請の番号及び受付年月日
 - ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
 - ③ 変更申請者のウェブサイトのアドレス
 - ④ 登録番号及び登録の年月日
 - ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分
 - ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称
 - ⑦ 登録に係る法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項と明細書に定めた同項第4号から第6号までに掲げる事項とが異なる場合には、その旨及びその内容
 - ⑧ 登録に係る特定農林水産物等の写真
 - ⑨ 公示の年月日
 - ⑩ 法第8条第2項の規定による変更申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の規定による意見書提出期間
- (3) 変更申請の公示の日の翌日から起算して2か月間、当該公示に係る変更申請の変更申請書、明細書及び生産行程管理業務規程を知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。
- (4) なお、変更申請の公示があった後において、変更申請の却下又は変更の登録の拒否がなされるべき事由が明らかになった場合には、当該公示を中断し、別記様式20又は22により変更申請の却下又は変更の登録の拒否を行うものとする。
- また、変更申請の公示があった後において、変更申請の取下げがあった場合についても、当該公示を中断し、知的財産課長は、変更申請者に対し、別記様式24により取下手続を完了した旨を通知するものとする。

3 意見書の提出

(1) 意見書の確認

ア 前記2の公示があった変更申請について意見書が提出された場合、当該公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出された（農林水産省への到着をもって提出とする。後記イにおいて同じ。）ものであるか否か、当該意見書が規則別記様式第6号により作成されているか否かについて、確認を行う。

イ 提出された意見書が公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合又は規則別記様式第6号により作成されていない場合には、当該意見書の提出を法第9条第1項の規定による意見書の提出としては取り扱わないものとする。

(2) 意見書の写しの送付

前記(1)・アの確認を行い、法第9条第1項の規定による意見書の提出として

取り扱うこととなった場合、当該意見書の対象となった変更申請の変更申請者に対し、別記様式25により当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付する。ただし、当該意見書の提出者が当該意見書の対象となった変更申請の変更申請者である場合には、当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付することを要しないものとする。

4 審査

(1) 審査の実施

ア 審査は、審査官が行うものとする。

イ 審査官が変更申請について利害関係を有するときは、当該審査官に当該変更申請に係る審査を担当させてはならない。

(2) 審査の基準

変更申請者の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否かの審査は、生産行程管理業務審査基準に従って行うものとする。

(3) 現地調査の実施

ア 審査官は、審査に当たって必要があると認めるときは、変更申請者の承諾を得て、現地調査を行うものとする。

なお、現地調査の実施に当たっては、審査官は、審査の公平性が疑われることがないようにしなければならない。

イ 知的財産課長は、変更申請者に対し、現地調査の実施に先立って、別記様式26により現地調査の実施について通知するものとする。

ウ 審査官は、現地調査の実施においては、生産行程管理業務の実施状況の視察、審査に必要な事項についての聞き取りその他の必要な調査を行うものとする。

(4) 自主補正の促し

ア 審査官は、法第9条第1項の規定により提出された意見書の内容及び審査を踏まえ、変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を補正することが適当であると認めるときは、その記載内容について、変更申請者に対し、別記様式27により自主的な補正を求めることができる。ただし、当該補正が、変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更しないものである場合には、変更申請者又はその代理人に確認の上、審査官の職権により補正の処理をすることができる。

イ 変更申請者は、別記様式28により補正を行うものとする。なお、審査官は、前記アの補正を求めるに当たっては、審査の迅速な実施の観点から、補正事項の指摘をまとめて行うよう努めなければならない。

5 学識経験者の意見の聴取

審査官は、前記4の審査を終えた後、前記1・(4)の名称の審査を再度経た上で、法第11条第1項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。

この場合において、当該意見聴取は、意見聴取要領に従って行うものとする。

6 公示後の取下げ等

(1) 公示後の変更申請の取下げ又は変更申請の却下

前記2の変更申請の公示があった後、当該変更申請の取下げ又は当該変更申請の却下があった場合には、

ア 変更申請の取下げの場合には、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更申請の取下げがあった旨

イ 変更申請の却下の場合には、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更申請を却下する旨
- ⑦ 変更申請の却下理由

(2) 公示後の実質補正

ア 前記2の変更申請の公示があった後、変更申請者が変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更した場合には、規則第11条の規定に基づき、前記2から5までの手続を行うものとする。

イ 前記アの場合における前記2の変更申請の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 変更申請者のウェブサイトのアドレス
- ④ 登録番号及び登録の年月日
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の写真
- ⑧ 再公示をする旨及び実質補正がされた事項
- ⑨ 再公示の年月日
- ⑩ 法第8条第2項の規定による変更申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の

規定による意見書提出期間

7 変更の登録又は変更の登録の拒否

(1) 審査結果の取りまとめ

審査官は、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、審査の結果を取りまとめるものとする。

(2) 変更の登録

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号及び第4号ロに掲げる登録拒否事由が認められない場合には、規則別記様式第3号により、変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に変更の登録の年月日及び変更の登録に係る事項の概要を記載するとともに、当該特定農林水産物等登録簿の「登録生産者団体の記録部」に①及び②の事項を記載する。

① 変更の登録の年月日

② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

イ また、法第12条第3項の規定により、変更申請者に対し、別記様式29により変更の登録の通知をするとともに、前記ア・①及び②の事項、登録番号及び登録の年月日、登録に係る特定農林水産物等の区分、登録に係る特定農林水産物等の名称、登録に係る法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項と明細書に定めた同項第4号から第6号までに掲げる事項とが異なる場合にはその旨及びその内容、登録生産者団体のウェブサイトのアドレス並びに登録に係る特定農林水産物等の写真を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

(3) 登録免許税の納付

ア 登録免許税の納付

登録生産者団体は、変更の登録を受けた後、登録免許税法その他関係法令に基づき（※2）、登録免許税を納付し、別記様式16により当該納付に係る領収証書の原本を知的財産課に提出しなければならない。

〔（※2）登録免許税の税額等は、前記第2・7・（3）の（※1）を参照。〕

イ 登録証の交付

登録免許税が納付され、領収証書の原本が提出された場合には、変更の登録を受けた生産者団体に対し、規則別記様式第4号により作成した特定農林水産物等登録証を交付するものとする。

(4) 登録の拒否

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号及び第4号ロに掲げる登録拒否事由が認められる場合には、同条第3項の規定に基づき、変更申請者に対し、別記様式22により変更の登録を拒否する旨及びその理由を通知する。

イ 変更の登録の拒否をした場合には、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 変更申請者の名称及び住所並びに変更申請者の代表者（法人でない生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更の登録を拒否する旨
- ⑦ 変更の登録の拒否理由

8 変更申請の促し

審査官は、登録生産者団体が他の団体に吸収合併された場合その他の登録生産者団体が解散した場合であつて、当該登録生産者団体の清算が未了の場合において、当該他の団体が当該登録生産者団体の法における役割を代替する可能性があるときには、当該他の団体に対し、変更申請を行うことを促すものとする。

9 変更申請として扱う場合

- (1) 審査官は、次に掲げる場合又はこれに準ずる場合には、法第17条第1項の規定による変更の届出ではなく、法第15条第1項の規定による変更申請として扱うものとする。

ア 法人格を有する登録生産者団体の構成員が、新たに法人格を有しない団体を設立し、当該団体が当該登録生産者団体の生産行程管理業務を引き継ぐ場合

イ 事業譲渡、合併又は分割により、その事業を承継する団体又は合併後存続する団体若しくは合併により設立した団体若しくは分割によりその事業を承継した団体が、登録生産者団体の生産行程管理業務を引き継ぐ場合

- (2) 前記(1)の場合において、変更の登録を行ったときは、当該変更の登録の対象となる登録に係る登録生産者団体については、その生産行程管理業務が廃止されたものとして（なお、当該登録生産者団体が解散しその清算が終了したときは、その終了をもって）、法第20条第1項の規定に基づき当該登録生産者団体に係る登録は失効するものとする。

第4 法第16条第1項の規定による変更の登録

1 変更申請の受付等

(1) 受付

ア 変更申請の受付は、変更申請書に変更申請の番号及び受付年月日を記載して行う。

イ 変更申請を受け付けたときは、別記様式17により受付した旨を変更申請者に通知する。

(2) 変更申請の方式等についての審査

ア 変更申請を受け付けた場合には、その変更申請が法、令及び規則に従って行われているか否かについて、審査を行う（※3）。

(※3) 審査官は、法第16条第1項の規定による変更の登録については、例えば以下の場合のように、明細書の変更を伴わない場合であっても、行うことができることに留意すること。この場合においては、変更の登録の手続は、法第16条第3項の規定に準じて行うものとし、変更申請者は、法第16条第2項の規定による共同申請を行う必要はないが、変更の登録が登録事項を変更するものであることに鑑み、変更申請に当たっては、関係する登録生産者団体、生産業者等との合意形成を十分図るものとする。

例：生産の方法として「糖度15度以上であることを糖度計で確認すること」が登録されており、登録生産者団体Aの明細書における生産の方法は「糖度15度以上であることを糖度計で確認すること」、登録生産者団体B及びCの明細書における生産の方法は「糖度16度以上であることを糖度計で確認すること」となっていたところ、登録生産者団体Aの登録が失効し、登録生産者団体B及びCが、自らの明細書の基準に合わせるために、生産の方法を「糖度16度以上であることを糖度計で確認すること」と変更する場合においては、明細書の変更を伴わない変更の登録となる。

イ 変更申請が法、令及び規則に従って行われていない場合には、形式補正の指針（変更の登録の申請）に従い、変更申請者に対し、別記様式18により自主的な補正を求めるものとする。

ただし、違反が軽微なものであって、変更申請の公示に支障がないものにあつては、変更申請者又はその代理人に確認の上、審査官の職権により補正の処理をすることができる。

ウ 審査官は、職権により補正の処理をした場合には、変更申請書に補正の記録を残すものとする。

エ 自主的な補正を求められた変更申請者が補正をしない場合又は変更申請者が別記様式19によってした補正によってもなお変更申請が法、令及び規則に従っていない場合には、その変更申請を不適法な申請として却下する。

また、変更申請手続に重大な瑕疵があった場合（例：変更申請者の構成員たる生産業者が、当該変更申請者の意思決定手続から不当に排除されるなどして、変更申請者の意思決定過程に瑕疵がある場合）についても、その変更申請を不適法な申請として却下する。

オ 変更申請の却下は、変更申請者に対し、別記様式20により通知して行う。

(3) 軽微事項の有無の審査

ア 変更申請の対象となる事項が規則第18条第1項に掲げる軽微な事項であるか否かについての審査を行う。

イ 変更申請の対象となる事項が規則第18条第1項に掲げる軽微な事項である場合には、当該事項については、後記3及び5の手続は行わないものとする。

なお、規則第18条第1項に掲げる軽微な事項については、登録生産者団体に確認の上、審査官の職権により修正することができるものとする。

ウ 変更申請の対象となる事項が規則第18条第1項に掲げる軽微な事項である場合においては、後記2の公示は、後記7・(2)・イの公示と同時に行うものとし、後記7・(2)・イの公示の日の翌日から起算して2か月間、後記2の公示に係る変更申請の変更申請書、明細書及び生産行程管理業務規程を知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

(4) 名称の審査

ア 変更申請の対象となる事項が登録に係る特定農林水産物等の名称である場合、変更申請に係る変更後の名称が、法第13条第1項第4号ロに該当するか否かについて、名称審査基準の第3に従い、審査を行う。

イ 変更申請に係る変更後の特定農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号ロに該当することが明らかであるにもかかわらず、変更申請書の「4(7)法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄に記載がない場合又は変更申請書に規則第7条第9号に掲げる商標権者等の承諾を証明する書面の添付を要するにもかかわらず、当該書面が添付されていない場合には、形式補正の指針(変更の登録の申請)に従い、変更申請者に対し、別記様式18により、自主的な補正を求めるものとする。

ウ 変更申請者に対して自主的な補正を求めても、なお変更申請書の「4(7)法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄に適切な記載がされない場合又は変更申請書に商標権者等の承諾を証明する書面が添付されない場合には、その変更申請を不適法な申請として却下する。

エ 変更申請の却下は、変更申請者に対し、別記様式20により通知して行う。

オ 名称審査基準の第3・1・(1)に規定する商標登録出願に係る審査中の出願商標がある場合には、当該出願商標の登録の可否が明らかになるまで法第13条第1項第4号ロに該当するか否かについての審査を留保し、その他の審査手続及び公示手続を進めるものとする。

(5) その他の審査の実施

変更申請に係る変更後の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否か、変更申請に係る変更後の特定農林水産物等が同項第3号に該当するか否か及び変更申請に係る変更後の特定農林水産物等の名称が同項第4号イに該当するか否かの各審査については、後記2及び3の各手続が終了した後に行うものとする。

(6) 変更申請の取下げ

変更申請の取下げは、別記様式23により行うものとする。なお、共同申請の場合においては、各変更申請者は、単独で、変更申請の取下げをすることはできず、共同申請者全員で、共同して、変更申請の取下げをしなければならない。

変更申請の取下げがあった場合には、知的財産課長は、変更申請者(共同申請の場合にあっては、全ての変更申請者。後記2・(4)において同じ。)に対し、別記様式24により取下手続を完了した旨を通知する。

2 変更申請の公示

(1) 法第8条第1項の規定による変更申請の公示は、変更申請の却下、変更の登録の

拒否又は変更申請の取下げがされなかった変更申請について行う。

(2) 変更申請の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

① 変更申請の番号及び受付年月日

② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

③ 登録生産者団体のウェブサイトのアドレス

④ 登録番号及び登録の年月日

⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分

⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称

⑦ 変更申請に係る事項

⑧ 登録に係る特定農林水産物等の写真

⑨ 公示の年月日

⑩ 法第8条第2項の規定による変更申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の規定による意見書提出期間（変更申請の対象となる事項が規則第18条第1項に掲げる軽微な事項である場合を除く。）

(3) 変更申請の公示の日の翌日から起算して2か月間、当該公示に係る変更申請の変更申請書、明細書及び生産行程管理業務規程を知的財産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

(4) なお、変更申請の公示があった後において、変更申請の却下又は変更の登録の拒否がなされるべき事由が明らかになった場合には、当該公示を中断し、別記様式20又は22により変更申請の却下又は変更の登録の拒否を行うものとする。

また、変更申請の公示があった後において、変更申請の取下げがあった場合についても、当該公示を中断し、知的財産課長は、変更申請者に対し、別記様式24により取下手続を完了した旨を通知するものとする。

3 意見書の提出

(1) 意見書の確認

ア 前記2の公示があった変更申請について意見書が提出された場合、当該公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出された（農林水産省への到着をもって提出とする。後記イにおいて同じ。）ものであるか否か、当該意見書が規則別記様式第8号により作成されているか否かについて、確認を行う。

イ 提出された意見書が公示の日の翌日から起算して3か月以内に提出されたものでない場合又は規則別記様式第8号により作成されていない場合には、当該意見書の提出を法第9条第1項の規定による意見書の提出としては取り扱わないものとする。

(2) 意見書の写しの送付

ア 前記(1)・アの確認を行い、法第9条第1項の規定による意見書の提出として取り扱うこととなった場合、当該意見書の対象となった変更申請の変更申請者に対し、別記様式25により当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付する。

ただし、当該意見書の提出者が当該意見書の対象となった変更申請の変更申請者である場合には、当該意見書及び意見書の添付書類の写しを送付することを要しないものとする。

イ 前記アにより意見書の写しを送付する際には、個人情報の保護に配慮して行う。

4 審査

(1) 審査の実施

ア 審査は、審査官が行うものとする。

イ 審査官が変更申請について利害関係を有するときは、当該審査官に当該変更申請に係る審査を担当させてはならない。

(2) 審査の基準

ア 変更申請に係る変更後の特定農林水産物等が法第13条第1項第3号に該当するか否かの審査は、農林水産物等審査基準に従って行うものとする。

イ 変更申請に係る変更後の特定農林水産物等の名称が法第13条第1項第4号に該当するか否か及び変更申請者が同条第2項に該当するか否かの審査は、名称審査基準に従って行うものとする。

ウ 変更申請に係る変更後の生産行程管理業務が法第13条第1項第2号に該当するか否かの審査は、生産行程管理業務審査基準に従って行うものとする。

(3) 現地調査の実施

ア 審査官は、審査に当たって必要があると認めるときは、変更申請者の承諾を得て、現地調査を行うものとする。

なお、現地調査の実施に当たっては、審査官は、審査の公平性が疑われることがないようにしなければならない。

イ 知的財産課長は、変更申請者に対し、現地調査の実施に先立って、別記様式26により現地調査の実施について通知するものとする。

ウ 審査官は、現地調査の実施においては、変更申請に係る特定農林水産物等の生産や登録生産行程管理業務の実施状況の視察、審査に必要な事項についての聞き取りその他の必要な調査を行うものとする。

(4) 自主補正の促し

ア 審査官は、法第9条第1項の規定により提出された意見書の内容及び審査を踏まえ、変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を補正することが適当であると認めるときは、その記載内容について、変更申請者に対し、別記様式27により自主的な補正を求めることができる。ただし、当該補正が、変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更しないものである場合には、変更申請者又はその代理人に確認の上、審査官の職権により補正の処理をすることができる。

イ 変更申請者は、別記様式28により補正を行うものとする。なお、審査官は、前記アの補正を求めるに当たっては、審査の迅速な実施の観点から、補正事項の指摘をまとめて行うよう努めなければならない。

5 学識経験者の意見の聴取

審査官は、法第11条第1項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。ただし、変更申請の対象となる事項が登録に係る特定農林水産物等の名称である場合には、前記4の審査を終えた後、前記1・(4)の名称の審査を再度経た上で、法第11条第1項の規定による学識経験者の意見聴取を行うものとする。

これらの場合において、当該意見聴取は、意見聴取要領に従って行うものとする。

6 公示後の取下げ等

(1) 公示後の変更申請の取下げ又は変更申請の却下

前記2の変更申請の公示があった後、当該変更申請の取下げ又は当該変更申請の却下があった場合には、

ア 変更申請の取下げの場合には、①から⑥までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更申請の取下げがあった旨

イ 変更申請の却下の場合には、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更申請を却下する旨
- ⑦ 変更申請の却下理由

(2) 公示後の実質補正

ア 前記2の変更申請の公示があった後、変更申請者が変更申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の記載内容を実質的に変更した場合には、規則第11条の規定に基づき、前記2から5までの手続を行うものとする。

イ 前記アの場合における前記2の変更申請の公示は、①から⑩までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載することによって行う。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名

- ③ 登録生産者団体のウェブサイトのアドレス
- ④ 登録番号及び登録の年月日
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑥ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑦ 登録に係る特定農林水産物等の写真
- ⑧ 再公示をする旨及び実質補正がされた事項
- ⑨ 再公示の年月日
- ⑩ 法第8条第2項の規定による変更申請書等の縦覧期間及び法第9条第1項の規定による意見書提出期間

7 変更の登録又は変更の登録の拒否

(1) 審査結果の取りまとめ

審査官は、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、審査の結果を取りまとめるものとする。

審査官は、変更申請の対象となる事項が登録に係る特定農林水産物等の名称である場合には、当該変更申請に係る変更後の登録に係る特定農林水産物等の名称と同一又は類似の商標が商標登録を受けることがないよう、前記5の学識経験者の意見の聴取の後、速やかに審査の結果を取りまとめなければならない。

(2) 変更の登録

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録拒否事由が認められない場合には、規則別記様式第3号により、変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に変更の登録の年月日及び変更の登録に係る事項の概要を記載するとともに、変更の登録に係る事項に対応する当該特定農林水産物等登録簿の記録部に①及び②の事項を記載する。

① 変更の登録の年月日

② 変更の登録に係る事項

イ また、法第12条第3項の規定により、変更申請者に対し、別記様式29により変更の登録の通知をするとともに、前記ア・①及び②の事項、登録生産者団体の名称及び住所及び登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名、登録生産者団体のウェブサイトのアドレス、登録番号及び登録の年月日、登録に係る特定農林水産物等の区分、登録に係る特定農林水産物等の名称並びに登録に係る特定農林水産物等の写真を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

ウ 変更申請者（登録に係る特定農林水産物等の名称を変更した場合に限る。）に対し、規則別記様式第4号により作成した特定農林水産物等登録証を交付するものとする。

(3) 登録の拒否

ア 審査の結果、法第13条第1項第2号から第4号までに掲げる登録拒否事由が認められる場合には、同条第3項の規定に基づき、変更申請者に対し、別記様式22により変更の登録の拒否及びその理由を通知する。

イ 変更の登録の拒否をした場合には、①から⑦までの事項を農林水産省のウェブサイトに掲載するものとする。

- ① 変更申請の番号及び受付年月日
- ② 登録生産者団体の名称及び住所並びに登録生産者団体の代表者（法人でない登録生産者団体の場合は、代表者又は管理人）の氏名
- ③ 登録番号及び登録の年月日
- ④ 登録に係る特定農林水産物等の区分
- ⑤ 登録に係る特定農林水産物等の名称
- ⑥ 変更の登録を拒否する旨
- ⑦ 変更の登録の拒否理由

8 変更申請を不要とする場合

例えば以下の場合のように、登録生産者団体が明細書の内容を変更する場合において、当該明細書の変更が登録事項（法第7条第1項第3号から第8号までに掲げる事項に限る。）に反しない内容であるときは、変更申請を不要とする。

例：生産の方法として「糖度15度以上であることを糖度計で確認すること」が登録されていたところ、明細書における生産の方法を「糖度15度以上であることを糖度計で確認すること」から「糖度16度以上であることを糖度計で確認すること」に変更する場合

第5 法第17条第2項の規定による変更の登録

1 届出

法第17条第1項の規定による届出は、別記様式30により、行うものとする。

2 変更の登録

(1) 前記1の届出があった場合は、規則別記様式第3号により、届出の対象となる登録に係る特定農林水産物等登録簿に変更の登録の年月日及び変更の登録に係る事項の概要を記載するとともに、当該特定農林水産物等登録の「登録生産者団体の記録部」に①及び②の事項を記載する。

- ① 変更の登録の年月日
- ② 変更の登録に係る事項

(2) 前記(1)の手続が終了した場合には、法第17条第3項の規定により、前記(1)・①及び②の事項、登録番号及び登録の年月日、登録に係る特定農林水産物等の区分並びに登録に係る特定農林水産物等の名称を農林水産省のウェブサイトに掲載して公示を行う。

第6 審査資料等

1 審査官は、申請又は変更申請1件ごとに、申請書（変更申請書）、添付書類、提出された意見書、学識経験者の意見の聴取に関する資料その他審査資料を保管するものとする。

2 審査官は、当該申請（変更申請）の審査経過を記録するものとする。

第7 特定農林水産物等登録簿の謄写等

1 特定農林水産物等登録簿の謄写

特定農林水産物等登録簿の謄写を求められた場合には、これを認めるものとする。

2 登録を受けた特定農林水産物等に関する証明の請求

登録を受けた特定農林水産物等に関する証明を求められた場合には、別記様式31により、登録の証明を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月29日付け27食産第2435号）

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月28日付け27食産第5885号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年12月22日付け28食産第3960号）

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

【別記様式の一覧】

- 別記様式 1 受付の通知
- 別記様式 2 補正通知書（形式補正）
- 別記様式 3 補正書（形式補正）
- 別記様式 4 登録の申請の却下の通知
- 別記様式 5 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 別記様式 6 登録の拒否の通知
- 別記様式 7 の 1 意見書の提出とみなす旨の通知（法第10条第1項）
- 別記様式 7 の 2 意見書の提出とみなす旨の通知（法第26条第1項）
- 別記様式 8 取下書
- 別記様式 9 取下手続の完了の通知
- 別記様式10 意見書の写しの送付についての通知
- 別記様式11 申請書等の写しの送付についての通知
- 別記様式12 現地調査の実施についての通知
- 別記様式13 補正通知書（実質補正）
- 別記様式14 補正書（実質補正）
- 別記様式15 登録の通知
- 別記様式16 登録免許税領収証書添付様式
- 別記様式17 受付の通知（変更の登録の申請）
- 別記様式18 補正通知書（形式補正・変更の申請）
- 別記様式19 補正書（形式補正・変更の申請）
- 別記様式20 変更の登録の申請の却下の通知
- 別記様式21 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書（変更の登録の申請）
- 別記様式22 変更の登録の拒否の通知
- 別記様式23 取下書（変更の登録の申請）
- 別記様式24 取下手続の完了の通知（変更の登録の申請）
- 別記様式25 意見書の写しの送付についての通知（変更の登録の申請）
- 別記様式26 現地調査の実施についての通知（変更の登録の申請）
- 別記様式27 補正通知書（実質補正・変更の申請）
- 別記様式28 補正書（実質補正・変更の申請）
- 別記様式29 変更の登録の通知
- 別記様式30 登録生産者団体の変更の届出書
- 別記様式31 登録の証明

登録の申請の受付について

申請農林水産物等の区分

申請農林水産物等の名称

上記の農林水産物等の登録の申請を受け付けましたのでお知らせします。

1 登録の申請の番号

第 号

2 登録の申請の年月日

平成 年 月 日

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省 食料産業局 知的財産課

電話（代）03-3502-8111（内）4284

別記様式 2

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

登録の申請の補正について

下記の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）で定める方式に違反していますので、別紙の事項について、指示に従って、適切な補正をしてください。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

別紙

登録の申請の補正を必要とする事項

登録の申請の番号及び年月日

申請農林水産物等の区分

申請農林水産物等の名称

上記登録の申請については、補正が必要なので、下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等審査要領（平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知）別記様式3の補正書により補正してください。

記

- 1 申請書に必要な次の事項について不記載又は記載不備であるため、当該事項を記載した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

補正対象事項	説明内容

- 2 申請に必要な次の書類が提出されていないため、当該書類を提出してください。

(1) (具体的に必要な書類の名称を記載)

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

(※) 提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載すること。

別記様式 3

登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 補正の通知の年月日
- 5 補正事項
(補正対象事項)
(補正の内容)

(備考)

- 1 申請書の記載事項に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄には補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあつては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を 1 通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類の不添付又はその記載に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄に補正に係る書類名を記載し、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載の上、登録の申請の補正書に添付して補正する。
- 3 補正事項が 2 以上ある場合にあつては、補正事項ごとに「5 補正事項」欄に () で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

登録の申請の却下について

下記の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）に従って行われなかった不適法な申請であるため、却下します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式 5

申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印

下記の登録の申請について、申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に、

- 該当します
(理由)
- 法第13条第1項第1号イ
 - 法第13条第1項第1号ロ（1）
 - 法第13条第1項第1号ロ（2）
- 該当しません

記

- 1 申請農林水産物等の区分

- 2 申請農林水産物等の名称

申請者 殿

農林水産大臣 印

登録の拒否について

下記の登録の申請については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第 号に該当するため、登録を拒否します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 拒否理由
 - (1) 該当する法の条項
 - (2) 拒否理由の説明

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記 1 の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第 1 項各号のいずれにも該当するため、下記 1 の登録の申請を、下記 2 の登録の申請について同法第 9 条第 1 項の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記 1 の登録の申請についての審査手続は、下記 2 の登録の申請について、取下げ、登録の拒否又は登録があった後に、行われることとなります。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

(1) 登録の申請の番号及び年月日

(2) 申請農林水産物等の区分

(3) 申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる登録の申請

(1) 登録の申請の番号及び年月日

(2) 申請農林水産物等の区分

(3) 申請農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記1の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第26条第1項各号のいずれにも該当するため、下記1の登録の申請を、下記2の指定をすることについて同法第26条の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記1の登録の申請についての審査手続は、下記2の指定をすることについて、指定をしないこととされた後又は指定があった後に、行われることとなります。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

(1) 登録の申請の番号及び年月日

(2) 申請農林水産物等の区分

(3) 申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる指定手続

(1) 指定前の公示の番号

(2) 指定対象特定農林水産物等の区分

(3) 指定対象特定農林水産物等の名称

別記様式 8

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

下記の登録の申請について、取り下げます。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

登録の申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から申出のあった下記の登録の申請の取下げについては、その
手続を完了したのでお知らせいたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 取下げの内容

別記様式10

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

意見書の写しの送付について

下記の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第9条第1項の規定による意見書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、当該意見書等の写しを送付いたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

(施行注意)

- 1 申請者には、意見書及び意見書の添付書類を送付するものとする。
- 2 意見書及び意見書の添付書類の写しは、申請者の人数分送付する。

別記様式11

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

申請書等の写しの送付について

下記の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第1項の規定により意見書の提出とみなされた登録の申請がありましたので、同法第9条第2項の規定に基づき、写しを送付いたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

(施行注意)

申請書等の写しは、申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

現地調査の実施について

貴殿の申請について下記により現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 調査年月日
- 5 調査担当者
- 6 調査場所
- 7 調査事項

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

登録の申請の補正について

下記の登録の申請は、別紙の事項について不備がありますので、指示に従って、適切な補正をしてください。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

別紙

登録の申請の補正を必要とする理由

登録の申請の番号及び年月日

申請農林水産物等の区分

申請農林水産物等の名称

上記の登録の申請については、補正が必要なので、下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等審査要領（平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知）別記様式14の補正書により補正してください。

記

申請書に必要な次の事項について記載不備があるため、当該事項を記載した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

補正対象事項	説明内容

（※）提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載すること。

別記様式14

登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 補正の通知の年月日
- 5 補正事項
(補正対象事項)

(補正の内容)

(備考)

- 1 「補正対象事項」欄には、補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあつては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正事項ごとに「5 補正事項」欄に()で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

別記様式15

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣 印

登録について

貴殿の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり、登録をしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

別紙

登録免許税の納付について

貴殿の申請について登録をしましたので、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき、登録免許税9万円を納付し、登録があった日から1か月を経過する日までに領収証書の原本を速やかに提出して下さい。

なお、領収証書の原本の提出があるまでは、特定農林水産物等登録証は交付されませんので、御留意ください。

別記様式16

登録に係る登録免許税納付書

農林水産大臣 殿

年 月 日

納付者 住所

名称

代表者（又は管理人）の氏名 印

年 月 日付で受けた登録について、登録免許税を納付したので、下記により、領収証書を提出します。

記

領収証書貼付欄

変更の登録の申請の受付について

登録番号

登録に係る特定農林水産物等の区分

登録に係る特定農林水産物等の名称

上記の登録について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第15条第1項（第16条第1項）の規定による変更の登録の申請を受け付けましたのでお知らせします。

1 変更の登録の申請の番号

2 変更の登録の申請の年月日

平成 年 月 日

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省 食料産業局 知的財産課

電話（代）03-3502-8111（内）4284

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

変更の登録の申請の補正について

下記の変更の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）で定める方式に違反していますので、別紙の事項について、指示に従って、適切な補正をしてください。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

別紙

変更の登録の申請の補正を必要とする事項

変更の登録の申請の番号及び年月日

登録番号

登録に係る特定農林水産物等の区分

登録に係る特定農林水産物等の名称

上記変更の登録の申請については、補正が必要なので、下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等審査要領（平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知）別記様式19の補正書により補正してください。

記

- 1 変更申請書に必要な次の事項について不記載又は記載不備があるため、当該事項を記載した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

補正対象事項	説明内容

- 2 変更の登録の申請に必要な次の書類が提出されていないため、当該書類を提出してください。

(1) (具体的に必要な書類の名称を記載)

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

(※) 提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載すること。

変更の登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の変更の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 補正の通知の年月日
- 6 補正事項
(補正対象事項)
(補正の内容)

(備考)

- 1 変更申請書の記載事項に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄には補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の変更申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあつては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った変更申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類の不添付又はその記載に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄に補正に係る書類名を記載し、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載の上、変更の登録の申請の補正書に添付して補正する。
- 3 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正ごとに「6 補正事項」欄に()で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産大臣 印

変更の登録の申請の却下について

下記の変更の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）に従って行われなかった不適法な申請であるため、却下します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印

下記の変更の登録の申請について、変更の登録の申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第15条第2項において準用する第13条第1項第1号に、

- 該当します
（理由）
- 法第13条第1項第1号イ
 - 法第13条第1項第1号ロ（1）
 - 法第13条第1項第1号ロ（2）
- 該当しません

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産大臣 印

変更の登録の拒否について

下記の変更の登録の申請については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第 号に該当するため、変更の登録を拒否します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 拒否理由
 - (1) 該当する法の条項
 - (2) 拒否理由の説明

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

下記の変更の登録の申請について、取り下げます。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

変更の登録の申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から申出のあった下記の変更の登録の申請の取下げについては、その手続を完了したのでお知らせいたします。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 取下げの内容

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産大臣 印

意見書の写しの送付について

下記の変更の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第9条第1項の規定による意見書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、当該意見書等の写しを送付いたします。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

（施行注意）

- 1 変更の登録の申請者には、意見書及び意見書の添付書類の写しを送付するものとする。
- 2 意見書及び意見書の添付書類の写しは、変更の登録の申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

現地調査の実施について

貴殿の変更の登録の申請について下記により現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 調査年月日
- 6 調査担当者
- 7 調査場所
- 8 調査事項

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産省食料産業局知的財産課長

変更の登録の申請について

下記の変更の登録の申請は、別紙の事項について不備がありますので、指示に従って、適切な補正をしてください。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

別紙

変更の登録の申請の補正を必要とする理由

変更の登録の申請の番号及び年月日

登録番号

登録に係る特定農林水産物等の区分

登録に係る特定農林水産物等の名称

上記の変更の登録の申請については、補正が必要なので、下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等審査要領（平成27年5月29日付け27食産第679号食料産業局長通知）別記様式28の補正書により補正してください。

記

変更申請書に必要な次の事項について記載不備があるため、当該事項を記載した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※）

補正対象事項	説明内容

（※）提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載すること。

変更の登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の変更の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 補正の通知を受け取った年月日
- 6 補正事項
(補正対象事項)

(補正の内容)

(備考)

- 1 「補正対象事項」欄には、補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の変更申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあつては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った変更申請書を1つ添付して補正の内容とすることができる。
- 2 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正事項ごとに「6 補正事項」欄に()で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

番 号
年 月 日

変更の登録の申請者 殿

農林水産大臣 印

変更の登録について

貴殿の変更の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり、変更の登録をいたしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更の登録の年月日
- 5 変更の登録に係る事項

別紙

登録免許税の納付について（※）

貴殿の申請について生産者団体を追加する変更の登録をしましたので、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき、登録免許税9万円を納付し、変更の登録があった日から1か月を経過する日までに領収証書の原本を速やかに提出して下さい。

なお、領収証書の原本の提出があるまでは、特定農林水産物等登録証は交付されませんので、御留意下さい。

（※）本別紙は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第15条第1項の変更の登録の場合にのみ添付すること。

登録生産者団体の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更前の登録生産者団体の名称等
(登録生産者団体の名称)
(登録生産者団体の住所)
(代表者（管理人）の氏名)
- 5 変更後の登録生産者団体の名称等
(登録生産者団体の名称)
(登録生産者団体の住所)
(代表者（管理人）の氏名)
- 6 変更の理由
- 7 変更の年月日

特定農林水産物等の登録の証明

下記のとおり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条の登録がされていることを証明する。

記

- 1 登録番号及び登録の年月日
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 登録生産者団体
(名称)
(住所)
(代表者（管理人）の氏名)

年 月 日

農林水産省食料産業局知的財産課長

【別添の一覧】

- 別添 1 形式補正の指針
- 別添 2 団体審査基準
- 別添 3 名称審査基準
- 別添 4 農林水産物等審査基準
- 別添 5 生産行程管理業務審査基準
- 別添 6 形式補正の指針（変更の登録の申請）

別添 1

形式補正の指針

登録の申請が、次のいずれかに該当せず、法、令及び規則に従って行われていない場合には、特定農林水産物等審査要領（以下単に「審査要領」という。）第2・1・（2）に従い、申請の自主補正を促し、又は軽微な違反については職権により処理するものとする。

第1 申請書

1 様式等

規則別記様式第1号により作成されていること。

2 申請書を提出する者

- （1）代理人により申請をする場合、代理人全員の氏名又は名称及び住所又は居所が記載され、押印されていること。

なお、「代理人」の「□」欄にチェックが適切に入力されていない場合については、軽微な違反として処理することができる。

- （2）代理人が法人である場合には、代表者の氏名が記載されていること。

3 申請者

- （1）申請者全員の名称及び住所並びに代表者（管理人）の氏名が記載され、押印されていること。

申請者の名称及び住所並びに代表者（管理人）の氏名の記載に当たっては、外国語を用いることができるものとする。

ウェブサイトのアドレスについての記載は任意とする。

なお、「単独申請又は共同申請の別」の「□」欄にチェックが適切に入力されていない場合又は住所の記載が公簿上の表記どおりに正確に記載されていない場合については、軽微な違反として処理することができる。

- （2）「申請者の法形式」欄には、例えば、「〇〇法に基づく法人」（申請者が法人である場合）、「法人でない団体」（申請者が法人でない場合）のように申請者の法形式がわかるよう記載されていること。

なお、「申請者の法形式」欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。

4 農林水産物等の区分

- （1）「区分名」欄には、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件（平成27年農林水産省告示第1395号）の表の上欄に掲げる区分が正しく記載されていること。

「区分に属する農林水産物等」欄には、同表の下欄に掲げる区分に属する農林水産物等（最も具体的なもの）が正しく記載されていること。

- （2）「区分名」欄に農林水産物等の区分が複数記載されていないこと。

農林水産物等の区分が複数記載されている場合においては、審査官は、申請者に対し、一つの農林水産物等の区分につき一つの申請とするように申請の自主補正を求めるものとする。ただし、同一の名称であって、一貫した特性を有していることから需要者において一体の農林水産物等として認知されており、かつ、区分ごとの申請が同一の申請者により行われる場合にあっては、この限りでない。

- (3) 一つの農林水産物等の区分内であれば、複数の生産の方法や特性（例：みかんの糖度について、早生のものは9度以上、通常の場合は10度以上とする場合）を記載できるものとする。

5 農林水産物等の名称

申請農林水産物等の名称が明瞭に記載されていること。

一つの農林水産物等について、需要者に広く認知されている名称が複数存在する場合に限り、複数の名称を申請することができるものとする。

6 農林水産物等の生産地

- (1) 申請農林水産物等の生産地について、その範囲が明確にわかるよう記載されていること。なお、申請書には、生産地の位置関係を示す図面を添付することができるものとする。

- (2) 申請農林水産物等の生産地の記載に当たって行政区画（申請時の行政区画のみならず、過去の行政区画でもよい。）が用いられる場合には、いつの時点における行政区画であるかが明確となっていること。

7 農林水産物等の特性

申請農林水産物等の特性について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。

8 農林水産物等の生産の方法

申請農林水産物等の生産（法第2条第4項に規定される申請農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、申請農林水産物等に特性を付与し、又は申請農林水産物等の特性を保持するために行われる行為をいう。以下同じ。）の方法について、その行程の内容及び申請農林水産物等の最終製品としての形態（例：生鮮品、加工品等）が明確にわかるよう記載されていること。

なお、ある自然的条件を備える地域において生産されることのみにより特性が付与又は保持される場合には、当該自然的条件を備えた地域で生産が行われている旨を記載すれば足りる。

9 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。

10 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

申請農林水産物等の生産の開始時期及び生産期間の合計（生産期間に中断がある場合には、生産の開始時期、生産期間の合計及び中断期間）が記載されていること。なお、生産の開始時期等が明確にできない場合には、概括的な記載（例：江戸時代中期に生産が開始された）で足りるものとする。

11 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

- (1) 「該当する」又は「該当しない」の「□」欄にチェックがあること。
- (2) 「申請農林水産物等の名称は法第13条第1項第4号ロに該当する」欄にチェックがある場合には、該当する登録商標全部について、商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号及び商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日が記載されていること。

また、この場合においては、「法第13条第2項該当の有無」の各「□」欄にチェックがあり、かつ、法第13条第2項各号のいずれかに応じて、該当する登録商標全部について、専用使用権の設定の有無、専用使用権者の氏名又は名称及び商標権者又は専用使用権者の承諾の年月日が記載されていること。

12 連絡先（文書送付先）

住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号が記載されていること。なお、ファックス番号及び電子メールアドレスについての記載は任意とする。

13 添付書類の目録

申請書の「添付書類の目録」の「□」欄にチェックが適切に入れられていること。

14 その他

- (1) 申請書に、①から③までの事項が記載されていないこと。
 - ① 申請農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項
 - ② 競合規格の排除等に関する事項
 - ③ ①及び②のほか、独占禁止法に抵触するおそれのある事項
- (2) なお、申請書に前記（1）①から③までの事項が記載されているかどうか疑義があるときは、審査官は、公正取引委員会に対し、照会を行うものとする。

第2 添付書類

1 添付書類の目録

申請書の「添付書類の目録」の「□」欄のチェックと、添付書類が一致していること。なお、不足する添付書類がなく、「添付書類の目録」の「□」欄にチェックが適切に入れられていないことのみにとどまる場合には、軽微な違反として処理することができる。

2 明細書

次のいずれにも該当する明細書が添付されていること。

- (1) 前記第1・4から11まで及び14に準じて作成されていること。なお、法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項については、申請書における記載内容の趣旨に反しない範囲で、申請書における記載内容に付加した内容を明細書における記載内容とすることができる。この場合においては、明細書には、明細書における当該記載内容が申請書における記載内容と異なる旨を記載すること。
- (2) 連絡先として、生産者団体（明細書の作成者）の連絡先（住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号）が記載されていること。なお、ファックス番号及び電子メールアドレスについての記載は任意とする。

3 生産行程管理業務規程

- (1) 次に該当する生産行程管理業務規程が添付されていること。

申請者の生産行程管理業務について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。なお、生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあつては、その旨が記載されていること。
- (2) 生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあつては、生産行程管理業務規程のほかに、委託契約書、法令の写しその他の当該第三者が行う生産行程管理業務が申請者が行ったものと同視できることを裏付ける書類が添付されていること。

4 委任状

代理人により申請をする場合には、委任状が添付されていること。

5 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

- (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合には、登記事項証明書が添付されていること。
- (2) 申請者が法人（(1)の場合を除く。）の場合には、登記事項証明書及び定款その他の基本約款が添付されていること。
- (3) 申請者が法人でない場合には、定款その他の基本約款が添付されていること。

6 誓約書

申請者が外国の団体の場合には、「団体が法第21条各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき請求をしたときは、これに応じる」ことを誓約する旨の誓約書が添付されていること。

7 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

審査要領別記様式5により作成された申告書が添付されていること。

- 8 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類が添付されていること。
- 9 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類
申請者の組織に関する規程、業務執行に関する規程、業務分担表又はこれらに類する書類が添付されていること。
- 10 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
 - (1) 申請農林水産物等の生産地、特性及び生産の方法、当該特性が当該生産地に主として帰せられるものであること並びに申請農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績を証明する書類（例えば、生産地の範囲を裏付ける書類、特性を裏付ける科学的なデータが記載された書類、新聞、著作物、ウェブサイト、生産の方法を撮影した静止画や動画、申請農林水産物等の名称のこれまでの使用経緯・由来に関する書類等）が添付されていること。
 - (2) なお、申請書には、前記（1）の他に、申請農林水産物等の審査に資する一切の書類（例えば、外国の地理的表示保護制度において保護を受けていることを証明する書類）を添付することができるものとする。
- 11 申請農林水産物等の写真
申請農林水産物等を撮影した写真が1葉添付されていること。
- 12 商標権者等の承諾を証明する書類
法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、同条第2項各号の規定に応じて、商標権者又は専用使用権者の承諾を証明する書類が添付されていること。
- 13 翻訳文
前記4から10まで及び12による各添付書類が外国語により作成されている場合には、翻訳文が添付されていること。

団体審査基準

申請者が、次のいずれにも該当する場合には、法第 2 条第 5 項及び規則第 1 条に規定する生産者団体の定義を満たすものとする。

1 団体の形式

(1) 次に掲げる団体のいずれかに該当すること（括弧内の法律は団体の設立根拠法）。

なお、団体の構成員となる生産業者は一でもよいが、生産業者自身が申請者となることはできない。

- ① 事業協同組合（中小企業等協同組合法）
- ② 協同組合連合会（中小企業等協同組合法）
- ③ 農業協同組合（農業協同組合法）
- ④ 農業協同組合連合会（農業協同組合法）
- ⑤ 森林組合（森林組合法）
- ⑥ 森林組合連合会（森林組合法）
- ⑦ 漁業協同組合（水産業協同組合法）
- ⑧ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法）
- ⑨ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法）
- ⑩ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）であって生産業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの
- ⑪ 株式会社（会社法）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑫ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑬ 法人でない団体（代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）であって生産業者を構成員とするもの
- ⑭ ①から⑬までのほか、生産業者を構成員とする団体
- ⑮ ①から⑭までに相当する外国の団体

(2) 前記（1）の審査は、申請書に添付された登記事項証明書又は定款その他の基本約款によって行うものとする。

2 加入の自由

(1) 法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由（※1）がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めがあること。

（※1）「正当な理由」がある場合とは、例えば、次の場合をいうものとする。

- ① 当該団体の設立根拠法において、構成員の除名事由が定められている場合において、加入しようとする者が除名事由に該当する行為を現にしているか、若しくはすることが客観的に明らかであるとき又は除名された者が、除名事由を解消す

ることなく、除名後直ちに加入しようとするとき

- ② 加入しようとする者が当該団体の業務を不当に妨害していた場合
- ③ 当該団体の総会の会日の相当の期間前から総会が終了するまでの間に加入しようとする場合
- ④ 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分と認められる範囲内で生産者団体の加入資格に制限を設ける場合

一方、「正当な理由」がない場合とは、例えば、次の場合をいうものとする。

- i 不当に多額の加入手数料を支払わせる場合
- ii 単に事業能力の有無、身分関係、性別等を考慮する場合
- iii 団体が提供する役務等の専属利用契約を締結させる場合
- iv 法律又は定款に定める出資義務を超える口数の出資を引き受けさせる場合
- v 特定農林水産物等の特性を付与又は保持するために必要十分な範囲を超えて生産者団体の加入資格に制限を設ける場合（例：特性を付与又は維持するのとは無関係な特定の資格・施設設備等を有している者であることを加入資格としている場合）

(2) 前記(1)の審査は、法人の設立根拠法又は定款その他の基本約款によって行うものとする。

3 遵守事項

(1) 申請者が外国の団体の場合には、当該団体が法第21条各号に掲げる場合に該当する場合において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。

(2) 前記(1)の審査は、申請書に添付された誓約書によって行うものとする。

名称審査基準

第1 通則

- 1 申請農林水産物等の名称は、申請農林水産物等の名称として使用されてきた名称であって、法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができるものであれば足り、地名を含む名称、地名を含まない名称のいずれであってもよい。

なお、地名を含まない名称の審査に当たっては、当該名称が、需要者により、申請農林水産物等の生産地を認識出来るものでない場合には、上記の「特定することができる名称」に該当しないこととなる旨特に留意するものとする。

- 2 地名を含む名称の場合、当該地名は、過去の行政区画名や旧国名等でもよく、現在の行政区画名に限られない。

また、地名が指し示す地理的範囲と申請農林水産物等の生産地の地理的範囲とは、必ずしも一致している必要はない。ただし、この場合であっても、申請農林水産物等の生産地等を特定することができない名称であってはならない。

第2 法第13条第1項第4号イ該当性の基準

- 1 申請農林水産物等の名称が、後記(1)又は(2)の名称に該当する場合には、法第13条第1項第4号イに該当するものとする。

(1) 普通名称

ア 普通名称とは、その名称が我が国において、特定の場所、地域又は国を生産地とする農林水産物等を指称する名称ではなく、一定の性質を有する農林水産物等一般を指す名称(例：さつまいも、高野豆腐、カマンベールチーズ、伊勢えび等)をいう。

なお、農林水産物等の生産地の範囲に争いがある名称であっても、当該生産地に地理的限定があることが明らかな場合は、普通名称に含まれないものとする。

イ 以下の名称は、アの普通名称に該当するものとする。

(ア) 普通名称を漢字、仮名文字(平仮名・片仮名)又はローマ字で表示した名称(例：薩摩芋→さつまいも、サツマイモ、Satsumaimo等)

(イ) 辞典、新聞、ウェブサイト等の記載を総合的に勘案し、農林水産物等の種類一般を指称すると認められる名称

- (2) 申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称

以下の場合には、申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称に該当するものとする。

ア 申請農林水産物等の名称が、動物又は植物の品種名と同一の名称であって、申請農林水産物等の生産地について需要者に誤認を生じさせるおそれがあるものである場合。

なお、需要者に誤認を生じさせるか否かの判断に当たり、申請農林水産物等と

同一の名称の種苗等が販売・流通している場合にあっては、以下を考慮して審査するものとする。

- i 当該種苗等の名称が、既に地域で定着している農林水産物等の名称に由来するものか
 - ii 種苗会社等が品種開発を行い、当該品種名称が農林水産物等の名称として定着したものか
- イ 申請農林水産物等の名称が、他人の商品等表示（不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示をいう。ウにおいて同じ。）として需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の名称であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものである場合
- ウ 申請農林水産物等の名称が、他人の著名な商品等表示と同一又は類似の名称である場合
- エ 登録を受けるために新たな名称を定め、この新規名称を申請農林水産物等の名称とする場合
- オ アからエまでに掲げるもののほか、需要者が、申請農林水産物等の名称から、当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を認識できない場合

2 既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の取扱い

申請農林水産物等の名称が既に登録を受けている特定農林水産物等の名称と同一の名称の場合、当該申請農林水産物等の名称が、当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項を特定できる名称であれば、登録できるものとする。

ただし、この場合においては、当該申請農林水産物等の名称の使用実績を裏付ける資料等を参考にして、慎重に判断を行わなければならない。

3 複数名称の登録

(1) 以下の場合には、一つの登録において、複数の名称を登録できるものとする。

ア 同一の農林水産物等を指称する名称として需要者に認知されている名称が複数ある場合

例：あるミカンを指呼する名称として、「○○みかん」及び「△△みかん」の二つの名称が認知されている場合において、この二つの名称で一つの登録をする場合（「○○」と「△△」は異なる地名等）

例：ある牛肉を指呼する名称として、「○○牛」及び「○○ビーフ」の二つの名称が認知されている場合において、この二つの名称で一つの登録をする場合（「○○」は地名等）

イ 申請農林水産物等の日本国外への輸出時に使用するためのローマ字又は外国語を用いた名称

(2) 農林水産物等の基準（生産地・特性・生産の方法）が複数あるが、複数ある農林水産物等の名称のうち一部の名称が、これらの基準に係る農林水産物等全てを指称

する名称と認知されていない場合には、一つの登録において、複数の名称を登録することはできないものとし、複数の名称を登録するためには複数の登録を要するものとする。

例：同じ生産地で栽培される同じ品種の「〇〇いちご」のうち、糖度が高いイチゴのみが「△△いちご」と呼ばれる場合において、この二つの名称で一つの登録をしようとする場合（「△△いちご」の名称は、糖度が低いイチゴを指称する名称とは認知されていない。）

第3 法第13条第1項第4号ロ該当性の基準等

1 法第13条第1項第4号ロ該当性の基準

(1) 法第13条第1項第4号ロに規定する「登録商標」の該当性を判断するに当たっては、法第7条の登録の申請の日（当該登録に係る法第7条第1項第3号に掲げる事項について法第16条第3項の規定により準用する法第7条の変更の登録の申請があった場合にあっては、当該変更の登録の申請の日。（2）において同じ。）前の商標登録出願に係る審査中の出願商標（当該商標登録出願が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でされた場合を除く。）に留意するものとする。

(2) (1) の登録の申請の日とは、申請の受付年月日のことをいうものとする。

(3) 商標、商品及び役務の類否の判断は、原則、商標審査基準に従うものとし、申請農林水産物等の名称の登録は、その全体を一体不可分のものとして行われることに鑑み、当該名称と当該登録商標とを総合的に考察して、両者に混同のおそれがなく類似しないと認められる以下の場合には、法第13条第1項第4号ロに該当しないものとする。

ア 当該登録商標に識別力のある図形が含まれる場合や、その文字に顕著な装飾が施されている等、その商標としての識別力が申請農林水産物等の名称ではなく、当該図形・装飾等から生じていると認められる場合

イ 当該登録商標に申請農林水産物等の名称と同一又は類似の文字以外の文字が含まれており、その商標としての識別力が当該名称と同一又は類似の文字部分以外から生じていると認められる場合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、申請農林水産物等の名称と登録商標とに混同のおそれがないと認められる場合

(4) 審査官は、商標、商品及び役務の類否の判断に疑義があるときは、特許庁に対し、照会を行うものとする。

2 法第13条第2項各号該当性の審査

(1) 商標権者又は専用使用権者の承諾の有無の審査は、申請書に添付された商標権者等の承諾を証明する書面によって行うものとする。

(2) なお、審査官は、特許庁に対し、商標権及び専用使用権の設定状況について、照

会を行うものとする。

農林水産物等審査基準

第1 生産地・特性・生産の方法について

1 生産地

- (1) 生産地とは、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為（生産）が行われる場所、地域又は国をいう。

生産地の範囲は、申請時の行政区画のみならず、過去の行政区画を用いても定めることができる。

生産地の範囲が、特性を付与又は保持するために必要十分な範囲となっておらず、過大や過小である場合には、生産地として認められない。

- (2) 生産地の範囲の審査に当たっては、申請農林水産物等の生産が行われている範囲、特性に結び付く自然的条件を有する地域の範囲、申請農林水産物等の生産業者の所在地の範囲等を総合的に考慮するものとする。

なお、申請農林水産物等が加工品の場合については、原材料が生産された地（原料生産地）と加工品が生産された地（加工地）が異なる場合がありうるが、この場合においては、申請農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為が行われる場所を生産地（例：加工によって特性が付与等される場合には加工地を生産地とする）として審査する。この場合において、原料生産地又は加工地の範囲を限定する場合には、これを生産の方法として記載することができるものとする（例：加工地が生産地となる場合において、原料生産地を特定の都道府県に限定するときは、生産の方法を「〇〇県産の原料を使用すること」とする）。

2 特性

- (1) 特性とは、品質、社会的評価その他の確立した特性をいう。

特性については、申請書や明細書において、抽象的に「おいしい」、「すばらしい」、「味が良い」、「美しい」と記載するのではなく、①から⑤までの要素を踏まえて、同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴が説明されていなければならない。

- ① 物理的な要素（大きさ、形状、外観、重量、密度等）
- ② 化学的な要素（添加物の有無、残留農薬の有無、酸味、糖度、脂肪分、pH等）
- ③ 微生物学的な要素（酵母、細菌の有無等）
- ④ 官能的な要素（食味、色、香り、食感、手触り、風味、水分等）
- ⑤ その他

- (2) 社会的評価の審査に当たっては、過去の評判及び現在の評判（過去、現在における受賞歴）並びにこれらの評判を有することになった要因に係る資料（技術的・科学的データ、新聞、著作物、ウェブサイト等）により判断を行うものとする。

3 生産の方法

(1) 生産とは、農林水産物等が出荷されるまでに行われる一連の行為のうち、農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為をいう。

生産の方法が、特性を付与し、又は保持するために必要十分なものとなっておらず、特性の付与又は保持の点からみて過剰であったり、不足したりする場合には、生産の方法として認められない(※)。

(2) ある自然的条件を備える地域において生産されることのみにより特性が付与又は保持される場合には、当該自然的条件を備えた地域で生産が行われていることを生産の方法とする。

〔※ 例えば、生産の方法として、使用する品種、育種選抜方法、栽培条件（施肥、土壌改良、栽植密度、病害対策、規模等）、収穫条件（収穫時期、収穫方法、選果方法等）、肥育方法（飼養管理、飼養期間等）、加工方法（乾燥、発酵、調理等）、出荷方法（等級仕分け（製品の重量、ランク）、鮮度維持等）等が考えられる。〕

4 その他

複数の特性（例：みかんの糖度について、早生のものは9度以上、通常のは10度以上とする場合）がある場合であっても、対象農林水産物等が一つの区分に収まる場合には、一登録とした上で、そのような複数の基準を設けることができるものとする。

第2 法第13条第1項第3号イ該当性の基準

申請農林水産物等が後記1又は2に該当する場合には、法第13条第1項第3号イに該当するものとする。

1 農林水産物等でないとき

(1) 申請農林水産物等が次のいずれかに該当する場合には、農林水産物等には該当しない。

ア 食用の農林水産物、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、飼料（農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したものに限る。）、漆、竹材、精油、木炭、木材、畳表、生糸のいずれにも該当しない場合

イ 酒類（酒税法第2条第1項）の場合

ウ 医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項）、医薬部外品（同条第2項）、化粧品（同条第3項）又は再生医療等製品（同条第9項）のいずれかである場合

(2) 審査官は、前記(1)・ウの判断に当たっては、申請農林水産物等が薬効を謳った場合に医薬品等に該当しうる可能性がある点に留意しなければならない。

(3) なお、前記(1)・イ又はウの判断に疑義があるときは、審査官は、国税庁又は厚生労働省に対し、照会を行うものとする。

2 法第2条第2項各号に掲げる事項を満たさないとき

(1) 「特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること」

申請農林水産物等の生産地の範囲が一定の範囲に画定されている場合には、特定の場所、地域又は国が生産地となっているものとする。

(2)「品質、社会的評価その他の確立した特性が前記(1)の生産地に主として帰せられるものであること」

後記ア及びイを満たさなければ、「品質、社会的評価その他の確立した特性が前記(1)の生産地に主として帰せられるものであること」を満たさないものとする。

ア 確立した特性

(ア) 確立した特性があるとは、申請農林水産物等が同種の農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件(平成27年農林水産省告示第1395号)の下欄に掲げる区分に属する農林水産物等をいう。以下同じ。)と比較して差別化された特徴を有しており、かつ、当該特徴を有した状態で、概ね25年生産がされた実績があることをいうものとする。

概ね25年とは、当該特徴を有した状態で行われた生産期間の合計が概ね25年あれば足りるということであり、25年間連続して生産がされたことまでは要せず、生産が中断された期間があってもよい。なお、例えば、ある製品について、A基準による生産が25年以上継続されている場合において、申請前数年以内に、A基準を改訂して、A基準よりも厳しいB基準が設定されたときは、これまでA基準で生産されてきた実績を考慮すれば、当該製品は、同種の農林水産物等と差別化された状態で概ね25年以上の生産実績があることとなるので、上記要件を満たすことになる。

(イ) 申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有した状態となっているか否かを判断するに当たっては、申請農林水産物等の生産地・生産の方法・特性その他申請農林水産物等を特定するために必要な事項について、当該申請農林水産物等の生産業者の合意形成が十分に図られているかどうかを斟酌するものとする。

イ 特性が生産地に主として帰せられるものであること

(ア) 特性が生産地に主として帰せられるものであるとは、生産地・生産の方法が特性と結び付いていることを矛盾なく合理的に説明できることをいう。

生産地と社会的評価との結び付きについては、申請農林水産物等が当該生産地で生産されてきた結果、高い評価を受けている場合に認められるものとし、申請農林水産物等の生産の方法と同様の方法で他の地域においても生産が行われており、その生産の方法で作られた物が特に高い評価を受けている場合等には、結び付きは認められないものとする。

生産地の範囲に争いがある等により申請農林水産物等の生産地の範囲が特定できない場合には、結び付きは認められないものとする。

(イ) 生産地・生産の方法と特性との結び付きがある場合とは、例えば、以下の場合をいう。

① 特性が、生産地の自然的条件(地形、土壌、気候、降水量、緯度等)により付与又は保持される場合

例：生産地が比較的温暖な火山灰土壌となっており、この自然的条件により、他の地域と比較して高い糖度の果実が生産できる場合

- ② 生産地に由来する伝統製法を生産の方法とし、当該生産の方法により特性が付与又は保持される場合

例：ある地域に伝統的に伝わる発酵の方法により発酵食品を生産すると、他の地域の同種の発酵食品と比較して、アミノ酸や有機酸等を多く含有する発酵食品が生産できる場合

例：ある地域の漁港に伝統的に伝わる処理の方法により魚を処理すると、他の地域の漁港において処理された同種の魚と比較して、鮮度が高いものが生産できる場合

- ③ 生産の方法として採用されている個々の行程が、同種の農林水産物等の行程と同一又は類似のものであっても、行程を独自の選択をすることにより複数組み合わせることで同種の農林水産物等と差別化できている場合

例：系統選抜を経た果実の種苗を用いて栽培し、〇〇県独自の防除基準を用いて管理し、糖度・酸度等について独自規格を用いて選果を行うことにより、他の地域の同種の果実と比較して高い糖度の果実を生産することができ、このような果実が安定的に生産されていることにより一定の社会的評価を受けている場合

- (ウ) 生産地が国とされている場合については、特に、国内で共通の自然的条件や生産の方法が認められるか否か、これらが申請農林水産物等の特性と結び付いているか否かについて、慎重に審査を行うものとする。

第3 法第13条第1項第3号ロ該当性の基準

- 1 農林水産物等の区分、生産地、生産の方法、特性を総合的に勘案し、申請農林水産物等が、既に登録を受けた特定農林水産物等と同一と判断できる場合（例：一つの農林水産物等について生産地の範囲を争っている場合）には、法第13条第1項第3号ロに該当する。
- 2 申請農林水産物等が、既に登録を受けた特定農林水産物等をめぐる他の申請に係る農林水産物等である場合（例：一つの農林水産物等について生産地の範囲を争っている場合）には、法第13条第1項第3号ロに該当する。

第4 その他

第1から第3に定めるもののほか、個別の農林水産物等の審査の基準については、以下に定めるものによることとする。

- 1 黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準（別紙1）

別紙 1

黒毛和種の牛肉の社会的評価についての基準

1 はじめに

本基準は、黒毛和種の牛肉の登録申請を検討している方を対象としたものである。

地理的表示保護制度（以下「G I 制度」という。）は、地域で長年育まれた農林水産物・食品等について、「品質、社会的評価その他の確立した特性」（法第 2 条第 3 項。以下単に「特性」という。）が生産地に主として帰せられるものである場合、それらを特定することができる名称を品質等の基準とともに知的財産として保護するものである。

黒毛和種は、我が国の肉専用種としては最も多く、全国各地で飼育されている品種であるが、近年、血統の均一化や飼養管理技術等の高位平準化が進んでいることから、産地銘柄牛の G I 制度における地域と結び付いた特性を、他産地との生産方法や肉質の差異によって説明することが難しい例が見られる。

しかし、前述のとおり、法における「特性」とは、「品質、社会的評価その他の確立した特性」である。したがって、特性については、血統や生産方法、牛肉中の化学成分等といった観点からの説明が必須とされるわけではなく、社会的評価という観点から説明することも可能である。そして G I 制度が、地域の生産者が互いに協力し、需要者から長年にわたり評価されてきた産品を、当該地域の共通の財産として保護するものであることから、その社会的評価は、生産者団体の継続的な取組等によって、一個人ではなく、当該生産地に結び付いたものであることが必要とされる。

本基準は、以上を踏まえて、黒毛和種の牛肉について、G I 制度における特性をその社会的評価に基づき説明する場合の考え方をまとめたものである。この場合、申請書及び明細書においては、以下の 2 から 4 までの全てを満たすことを具体的に説明されたい。

2 産地銘柄として評価されていること

ある黒毛和種の牛肉が社会的評価を有するためには、当該牛肉が産地銘柄として需要者から広く認識されていることが重要である。そして、当該認識には、伝統的な肉用牛産地としての認知度や、全国的な品評会等での受賞歴といった、産地銘柄としての評価に関わる要素があると考えられる。

① 伝統産地としての歴史的・文化的評価

黒毛和種が我が国固有の品種として認定された昭和 19 年以前から知名度を有し、牛肉の品質向上に努めてきたことで、現在においても、我が国の牛肉食の文化や肉用

牛生産技術の基礎を形成した産地として需要者から広く認識され、産地銘柄として評価を受けていること。

② 全国的な品評会等における受賞歴

全国的規模で行われる枝肉共進会等での複数の受賞歴（農林水産大臣賞等）があること。このような受賞歴は、黒毛和種の牛肉として特に高い評価を得たことを示していると考えられる。しかし、当該受賞歴が個人によるものや一回限りの受賞にとどまる場合、その評価が産地のものとして定着し、産地銘柄牛としての高い評価を示すものということは困難であるため、受賞歴については以下の内容を併せて説明されたい。

ア 複数回の受賞歴があること

イ 産地銘柄の品質を高めるため、共進会等への出品にあたって地域内で出品牛の選考を行うなどの取組を行っていること

3 地域・団体としての取組が行われていること

上記のような産地銘柄としての評価が、G I 制度における社会的評価として、地域に結び付いたものであるというためには、当該産地銘柄について、生産者が個々人の取組にとどまらず、以下のような地域・団体としての取組が行われていることが必要であると考えられる。

① 牛肉の品質の向上に向けた取組（飼養管理についての基準作り等）

② 地域全体の生産技術や生産意欲の向上を図る取組（生産技術・品質管理等に関する勉強会や研究会等の開催、全国的な共進会等に出品する牛の選考会の開催、地域内の最優秀銘柄牛を決定する共進会等の開催など）

4 継続的な取組が行われていること

登録にあたっては、産品の特性が生産地と結びついた状態で、一定期間（概ね 25 年）継続して生産されていることが必要とされる。このため、上記 3 の取組についても、相当期間の継続的な実施が求められる。

生産行程管理業務審査基準

第1 法第13条第1項第2号イ該当性の基準

- 1 明細書における記載内容が、申請書における記載内容に実質的に反する場合には、法第13条第1項第2号イに該当するものとする。

申請書における記載内容に実質的に反するとは、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 申請書に記載した生産の方法・特性の基準に満たない生産の方法・特性の基準を明細書の記載内容とする場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度10度以上と記載し、明細書では糖度9度以上と記載する場合）
- (2) 申請書に記載した生産の方法と比較して、特性の付与又は保持にとって必要十分な範囲を超える内容を明細書の記載内容とする場合（例：生産の方法として特定の餌を与えることを定めているが、当該特定の餌は特性の付与又は保持とは無関係な場合）
- (3) 明細書に、①から③までの事項が記載されている場合
 - ① 申請農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項
 - ② 競合規格の排除等に関する事項
 - ③ ①及び②のほか、独占禁止法に抵触するおそれのある事項

- 2 なお、明細書における記載内容が、申請書における記載内容に実質的に反しないのであれば、明細書における記載内容と申請書における記載内容が異なってもよい。

申請書における記載内容に実質的に反しないとは、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 申請書に記載した特性よりも厳しい特性を明細書に記載する場合（例：ミカンの糖度について、申請書では糖度10度以上と記載し、明細書では糖度12度以上と記載する場合）
- (2) 申請書における記載内容を詳細にした内容を明細書に記載する場合

第2 法第13条第1項第2号ロ該当性の基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法が、規則第15条各号に掲げる基準に該当しない場合には、法第13条第1項第2号ロに該当するものとする。

- 1 規則第15条第1号に掲げる基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うことが定められていること。

- 2 規則第15条第2号及び第3号に掲げる基準

- (1) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合することを確認することが定められていること。

具体的には、①から③までの事項を満たしていることとする。

- ① 明細書に記載されている生産地・特性・生産の方法について、過不足なくその確認の方法が担保されていること。
 - ② 各行程における確認の方法が、生産地・特性・生産の方法に適合する方法で行われることを担保する上で、必要十分な内容となっていること。
 - ③ その他生産地・特性・生産の方法に適合した生産を行っていることに疑義がある場合に、必要に応じて確認を行うことができる内容となっていること。
- (2) 生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、前記(1)の確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合しないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること。
- 具体的には、①及び②の事項を満たしていることとする。
- ① 不適正な生産の方法を行っていた者に対する是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法ごとに設けられていること。
 - ② ①の是正の仕組みが、生産地・特性・生産の方法どおりに生産を行うために必要十分な内容となっていること。

3 規則第15条第4号及び第5号の基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、構成員たる生産業者が法第3条第1項及び第4条第1項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認することが定められていること。また、当該確認の結果、構成員たる生産業者が法第3条第2項又は第4条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うことが定められていること。

具体的には、①から⑤までの事項を満たしていることとする。

- ① 生産業者が明細書の実産地・特性・生産の方法どおりに生産していない農林水産物等に地理的表示を使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。
- ② 生産業者が明細書の実産地・特性・生産の方法どおりに生産していない農林水産物等に登録標章を使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。
- ③ 生産業者が地理的表示を使用していない農林水産物等に登録標章を使用していないか確認し、不正使用の場合に指導すること。
- ④ 生産業者が地理的表示を使用している農林水産物等に登録標章を使用しているか確認し、使用していない場合に指導すること。
- ⑤ 生産業者が農林水産物等に地理的表示に類似する表示又は登録標章に類似する標章を使用していないか確認し、使用している場合に指導すること。

なお、地理的表示及び登録標章の使用について生産業者が第三者に委託した場合には、生産者団体は、当該生産業者から、委託内容及び第三者の履行状況を確認するものとし、その内容や履行状況が法第3条第2項又は第4条の規定遵守の観点から、不適切な場合には、当該生産業者に対して指導するものとしていること。

4 規則第15条第6号及び第7号の基準

生産行程管理業務規程で定める生産行程管理業務の方法として、別紙により実績報告書を作成すること、当該実績報告書を明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年1回以上農林水産大臣に提出すること並びに実績報告書の提出時期が定められていることが定められていること。

また、実績報告書及びこれに関する書類（生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料）を提出の日から5年間保存することが定められていること。

5 生産行程管理業務を第三者が行う場合

生産者団体が生産行程管理業務を第三者に委託する場合、海外の地理的表示保護制度において第三者が生産行程管理業務を行うこととなっている場合その他の第三者が行った生産行程管理業務について生産者団体が行ったものと同視できる場合であり、かつ、当該第三者が生産行程管理業務を実施する能力を有する場合には、第三者に対して生産行程管理業務の全部又は一部を行わせることができるものとする。

この場合においては、生産者団体は、生産行程管理業務規程において、第三者が生産行程管理業務を行う部分についてその旨を記載しなければならない。

第3 法第13条第1項第2号ハ該当性の基準

1 「経理的基礎」とは、生産者団体が生産行程管理業務を安定的かつ継続的に行うに足りる財政基盤を有していることをいい、当該生産者団体の規模、構成員からの会費収入の状況、構成員たる生産業者に対して行う指導・検査等の業務の内容等を総合的に考慮し、当該業務の安定性及び継続性を確保するに足りる程度の経理面で基礎をいう。

2 「経理的基礎」を有するか否かは、添付書類に記載された生産者団体の経理状況が生産行程管理業務規程に規定された業務を実施するのに十分か否かといった点を考慮して、判断を行うものとする。

第4 法第13条第1項第2号ニ該当性の基準

1 「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」とは、生産行程管理業務を行うに当たって、特定の生産業者に対してのみ便宜を供与したり、当該業務に係る利害関係者の不当な介入を受けたり、生産者団体自らの利益のみを追求した結果、当該業務の公正性が損なわれるといった事態に陥ることを回避するための体制が整備されていることをいう。

2 「公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている」か否かは、

(1) 生産行程管理業務に従事する役員等の選任・解任の方法等が定款等に定められているか否か

(2) 生産行程管理業務の実施について監督できる体制が構築されているか否か

(3) 生産行程管理業務に従事する者の人数や業務分担、設備の設置状況

といった点を考慮し、判断を行うものとする。

別紙

生産行程管理業務実績報告書

作成者：団体名
(職名)
氏名

下記1から5までに該当する事項にチェックを入れ、チェックが入れない場合には、その理由をその下欄に記載すること。また、1から4までの生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料を併せて添付すること。

1 明細書に規定する生産地及び生産の方法を生産行程管理業務規程に基づき確認できた。	<input type="checkbox"/>
(当該確認が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由)	
2 生産地及び生産の方法を違反した者に対し、生産行程管理業務規程に基づき指導できた。	違反なし <input type="checkbox"/> 指導できた <input type="checkbox"/>
(当該指導が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由)	
3 地理的表示及び登録標章の貼付の管理を生産行程管理業務規程に基づき確認できた。	<input type="checkbox"/>
(当該確認が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由)	
4 地理的表示及び登録標章の貼付の管理を違反した者に対し、生産行程管理業務規程に基づき指導できた。	違反なし <input type="checkbox"/> 指導できた <input type="checkbox"/>
(当該指導が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由)	
5 生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料を生産行程管理業務規程に基づき保存している。	<input type="checkbox"/>
(当該保存が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由)	
その他特記すべき事項	

別添 6

形式補正の指針（変更の登録の申請）

変更の登録の申請が、次のいずれかに該当せず、法、令及び規則に従って行われていない場合には、特定農林水産物等審査要領第3・1・(2)又は第4・1・(2)に従い、申請の自主補正を促し、又は軽微な違反については職権により処理するものとする。

第1 法第15条第1項の規定による変更の登録

1 変更申請書

(1) 様式等

規則別記様式第5号により作成されていること。

(2) 変更申請書を提出する者

ア 代理人により変更申請をする場合、代理人全員の氏名又は名称及び住所又は居所が記載され、押印されていること。

なお、「代理人」のチェック欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。

イ 代理人が法人である場合には、代表者の氏名が記載されていること。

(3) 変更申請者

ア 変更申請者全員の名称及び住所並びに代表者（管理人）の氏名が記載され、押印されていること。

変更申請者の名称及び住所並びに代表者（管理人）の氏名の記載に当たっては、外国語を用いることができるものとする。

ウェブサイトのアドレスについての記載は任意とする。

なお、「単独申請又は共同申請の別」のチェック欄の記載に不備がある場合又は住所の記載が公簿上の表記どおりに正確に記載されていない場合については、軽微な違反として処理することができる。

イ 「変更申請者の法形式」欄には、例えば、「〇〇法に基づく法人」（変更申請者が法人である場合）、「法人でない団体」（変更申請者が法人でない場合）のように変更申請者の法形式がわかるよう記載されていること。

なお、「変更申請者の法形式」欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。

(4) 登録番号

生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号が適切に記載されていること。

(5) 登録に係る特定農林水産物等の名称

生産者団体の追加を求める登録に係る特定農林水産物等の名称が適切に記載されていること。

なお、当該登録に係る特定農林水産物等の名称が複数ある場合において、その全てが記載されていないときは、軽微な違反として処理することができる。

(6) 連絡先（文書送付先）

住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号が記載されているこ

と。なお、ファックス番号及び電子メールアドレスについての記載は任意とする。

(7) 添付書類の目録

変更申請書の「添付書類の目録」の「□」欄にチェックが適切に入れられていること。

2 添付書類

(1) 添付書類の目録

変更申請書の「添付書類の目録」の「□」欄の記載と、添付書類が一致していること。なお、不足する添付書類がなく、「添付書類の目録」の「□」欄の記載に不備があるにとどまる場合には、軽微な違反として処理することができる。

(2) 明細書

次に該当する明細書が添付されていること。

生産者団体の追加を求める登録に係る登録事項に準じて作成されていること。なお、法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項についてであれば、明細書における記載内容と登録事項が完全に一致している必要はなく、登録事項に付加した内容のように登録事項に実質的に反しない内容を明細書における記載内容とすることができるものとする。この場合においては、明細書には、明細書における当該記載内容が登録事項と異なる旨を記載すること。

(3) 生産行程管理業務規程

ア 次に該当する生産行程管理業務規程が添付されていること。

変更申請者の生産行程管理業務について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。なお、生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあっては、その旨が記載されていること。

イ 生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあっては、生産行程管理業務規程のほかに、委託契約書、法令の写しその他の当該第三者が行う生産行程管理業務が申請者が行ったものと同視できることを裏付ける書類が添付されていること。

ウ なお、既に生産行程管理業務を行っている場合には、最近の事業年度に関する生産行程管理業務審査基準別紙により作成した実績報告書を添付することができる。

(4) 委任状

代理人により変更申請をする場合には、委任状が添付されていること。

(5) 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類

ア 変更申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合には、登記事項証明書が添付されていること。

イ 変更申請者が法人（アの場合を除く。）の場合には、登記事項証明書及び定款その他の基本約款が添付されていること。

ウ 変更申請者が法人でない場合には、定款その他の基本約款が添付されていること。

(6) 誓約書

変更申請者が外国の団体の場合には、「当該団体が法第21条各号に掲げる場合に

該当する場合において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき旨の請求をしたときは、これに応じること」を誓約する旨の誓約書が添付されていること。

(7) 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書

特定農林水産物等審査要領別記様式5により作成された申告書が添付されていること。

(8) 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類

最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書又はこれらに類する書類が添付されていること。

(9) 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類

変更申請者の組織に関する規程、業務執行に関する規程、業務分担表又はこれらに類する書類が添付されていること。

(10) 翻訳文

前記(4)から(9)までの添付書類が外国語により作成されている場合には、翻訳文が添付されていること。

第2 法第16条第1項の規定による変更の登録

1 変更申請書

(1) 様式等

規則別記様式第7号により作成されていること。

(2) 変更申請書を提出する者

ア 代理人により変更申請をする場合、代理人全員の氏名又は名称及び住所又は居所が記載され、押印されていること。

なお、「代理人」のチェック欄の記載に不備がある場合については、軽微な違反として処理することができる。

イ 代理人が法人である場合には、代表者の氏名が記載されていること。

(3) 変更申請者

ア 変更申請に係る登録に係る登録生産者団体全員が変更申請者となっていること。

イ 変更申請者全員の名称及び住所並びに代表者(管理人)の氏名が記載され、押印されていること。

変更申請者の名称及び住所並びに代表者(管理人)の氏名の記載に当たっては、外国語を用いることができるものとする。

ウェブサイトのアドレスについての記載は任意とする。

なお、住所の記載が公簿上の表記どおりに正確に記載されていない場合については、軽微な違反として処理することができる。

(4) 登録番号

変更申請に係る登録に係る登録番号が適切に記載されていること。

(5) 登録に係る特定農林水産物等の名称

変更申請に係る登録に係る特定農林水産物等の名称が適切に記載されていること。

なお、当該登録に係る特定農林水産物等の名称が複数ある場合において、その全てが記載されていないときは、軽微な違反として処理することができる。

(6) 変更申請の対象となる事項

変更申請の対象となる事項について、次に該当すること。

ア 登録に係る特定農林水産物等の名称

登録に係る農林水産物等の名称が明瞭に記載されていること。

一つの農林水産物等について、需要者に広く認知されている名称が複数存在する場合に限り、複数の名称を申請することができるものとする。

イ 登録に係る特定農林水産物等の生産地

(ア) 登録に係る特定農林水産物等の生産地について、その範囲が明確にわかるよう記載されていること。なお、変更申請書には、生産地の位置関係を示す図面を添付することができるものとする。

(イ) 登録に係る特定農林水産物等の生産地の記載に当たって行政区画（変更申請時の行政区画のみならず、過去の行政区画でもよい。）が用いられる場合には、いつ時点における行政区画であるかが明確となっていること。

ウ 登録に係る特定農林水産物等の特性

登録に係る特定農林水産物等の特性について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。

なお、一つの農林水産物等の区分内であれば、複数の生産の方法や特性（例：みかんの糖度について、早生のものは9度以上、通常のもの10度以上とする場合）を記載できるものとする。

エ 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法

登録に係る特定農林水産物等の生産の方法について、その行程の内容及び当該特定農林水産物等の最終製品としての形態（例：生鮮品、加工品等）が明確にわかるよう記載されていること。

なお、登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地の自然的条件のみにより付与又は保持される場合には、生産の各行程が当該生産地で行われている旨を記載すれば足りる。

オ 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。

カ 登録に係る特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

登録に係る特定農林水産物等の生産の開始時期及び生産期間の合計（生産期間に中断がある場合には、生産の開始時期、生産期間の合計及び中断期間）が記載されていること。

なお、生産の開始時期等が明確にできない場合には、概括的な記載（例：江戸時代中期に生産が開始された）で足りるものとする。

キ 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(ア)「法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」のチェック欄に記載があること。

(イ)「登録に係る特定農林水産物等の名称は法第13条第1項第4号ロに該当する」欄にチェックがある場合には、該当する登録商標全部について、商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、登録商標の登録番号及び商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日が記載されていること。

また、この場合においては、「法第13条第2項該当の有無」のチェック欄に記載があり、かつ、法第13条第2項各号のいずれかに応じて、該当する登録商標全部について、専用使用権の設定の有無、専用使用権者の氏名又は名称及び商標権者又は専用使用権者の承諾の年月日が記載されていること。

ク 連絡先（文書送付先）

住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号が記載されていること。なお、ファックス番号及び電子メールアドレスについての記載は任意とする。

ケ その他

(ア) 変更申請書に、①から③までに掲げる事項が記載されていないこと。

① 変更申請の対象となる登録に係る特定農林水産物等の販売価格等についての取決めに関する事項

② 競合規格の排除等に関する事項

③ ①及び②のほか、独占禁止法に抵触するおそれのある事項

(イ) なお、変更申請書に前記（ア）①から③までの事項が記載されているかどうか疑義があるときは、審査官は、公正取引委員会に対し、照会を行うものとする。

2 添付書類

(1) 明細書

次に該当する明細書が添付されていること。

変更申請の対象となる登録に係る登録事項に準じて作成されていること。なお、法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項には、明細書における記載内容の趣旨に反しない範囲で、登録事項に付加した内容を明細書における記載内容とすることができるものとする。この場合においては、明細書には、明細書における当該記載内容が登録事項と異なる旨を記載すること。

(2) 生産行程管理業務規程

ア 次に該当する生産行程管理業務規程が添付されていること。

変更申請者の生産行程管理業務について、その内容が明確にわかるよう記載されていること。なお、生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあっては、その旨が記載されていること。

イ 生産行程管理業務の全部又は一部を第三者に行わせる場合にあっては、生産行程管理業務規程のほかに、委託契約書、法令の写しその他の当該第三者が行う生

産行程管理業務が申請者が行ったものと同視できることを裏付ける書類が添付されていること。

(3) 委任状

代理人により変更申請をする場合には、委任状が添付されていること。

(4) 変更申請の対象となる事項を裏付ける書類

変更申請の対象となる事項に応じて、特定農林水産物等審査要領別添1「形式補正の指針」の第2・8から12までの書類に準じたものが添付されていること。

(5) 翻訳文

前記(3)及び(4)の添付書類が外国語により作成されている場合には、翻訳文が添付されていること。